

弘前市文化芸術振興計画

— 基 本 理 念 —

(素案)

令和3年〇月

弘 前 市

～は じ め に～

・・・調整中・・・

市 長
(写真)

令和3年〇月

弘前市長 櫻田 宏

目 次

第1章 策定にあたって

第1節 策定の趣旨	4
第2節 計画の位置付け	5
第3節 計画の期間	5
第4節 文化芸術の意義	6
第5節 文化芸術の範囲	6

第2章 文化芸術の現状と課題

第1節 弘前市の文化芸術を取り巻く現状	7
第1項 社会環境の変化	7
第2項 国の動向	10
第3項 弘前市の文化芸術資源	11
第2節 現状把握のための取り組みと主要課題	14
第1項 文化芸術団体との意見交換	14
第2項 市民向けアンケート調査	16
第3項 文化芸術団体向けアンケート調査	23
第4項 各種調査の結果から見える本市の現状	26
第5項 課題の抽出	27

第3章 文化芸術振興の理念と目標

第1節 基本理念	30
第2節 基本目標	31
第3節 計画の体系	33

第4章 文化芸術振興の具体的な取り組み

第1節	基本目標1	多彩な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実	・ ・ 3 4
第2節	基本目標2	文化芸術活動の活性化	・ ・ ・ ・ ・ 3 7
第3節	基本目標3	次代の文化芸術を担う人材の育成	・ ・ ・ ・ ・ 3 9
第4節	基本目標4	市民が誇れる文化財の継承	・ ・ ・ ・ ・ 4 1
第5節	基本目標5	文化芸術を活かしたまちづくり	・ ・ ・ ・ ・ 4 3

第5章 計画の推進体制

第1節	計画の推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 4 4
第2節	文化芸術施策に関わる各主体の役割	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
第1項	弘前市の役割	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
第2項	多様な主体との連携・協働の推進	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
第3節	計画の指標	・ ・ ・ ・ ・ 4 7

資料編

資料1	弘前市文化芸術推進審議会運営規則	・ ・ ・ ・ ・ 4 8
資料2	弘前市文化芸術推進審議会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 4 9
資料3	弘前市文化芸術振興計画策定体制	・ ・ ・ ・ ・ 4 9
資料4	弘前市文化芸術振興計画策定経過	・ ・ ・ ・ ・ 5 0
資料5	市民・文化芸術団体アンケート調査結果	・ ・ ・ ・ ・ 5 1
資料6	文化芸術基本法	・ ・ ・ ・ ・ ○○

第1章 策定にあたって

第1節 策定の趣旨

弘前のまちは、戦国時代の津軽氏の台頭に始まり、藩政時代からの町割りや古くからの伝統文化を数多く残し、その愛着と誇りで様々な難局を乗り越えてきました。

本州最北の土地であったが故に、藩政期の殖産興業政策などに際し、外部から新たな知識や技術を持った人々を受け入れ、明治以降は、早くからキリスト教を取り入れて、洋風建築やりんご産業、前川國男に代表される近代建築が広まるなど、進取の気質に富み、多様性を受け入れるという歴史・風土も兼ね備えています。

このように、古いものと新しいものを調和させていくことが、弘前の伝統的な気質、そして風土であり、こうした進取の気質と多様性を受け入れるかたちで、現在に至るまで、津軽地方の政治・経済・文化をけん引し、お城とさくらに代表される数々の恵まれた文化財と自然環境を土台に、文化都市として発展してきました。

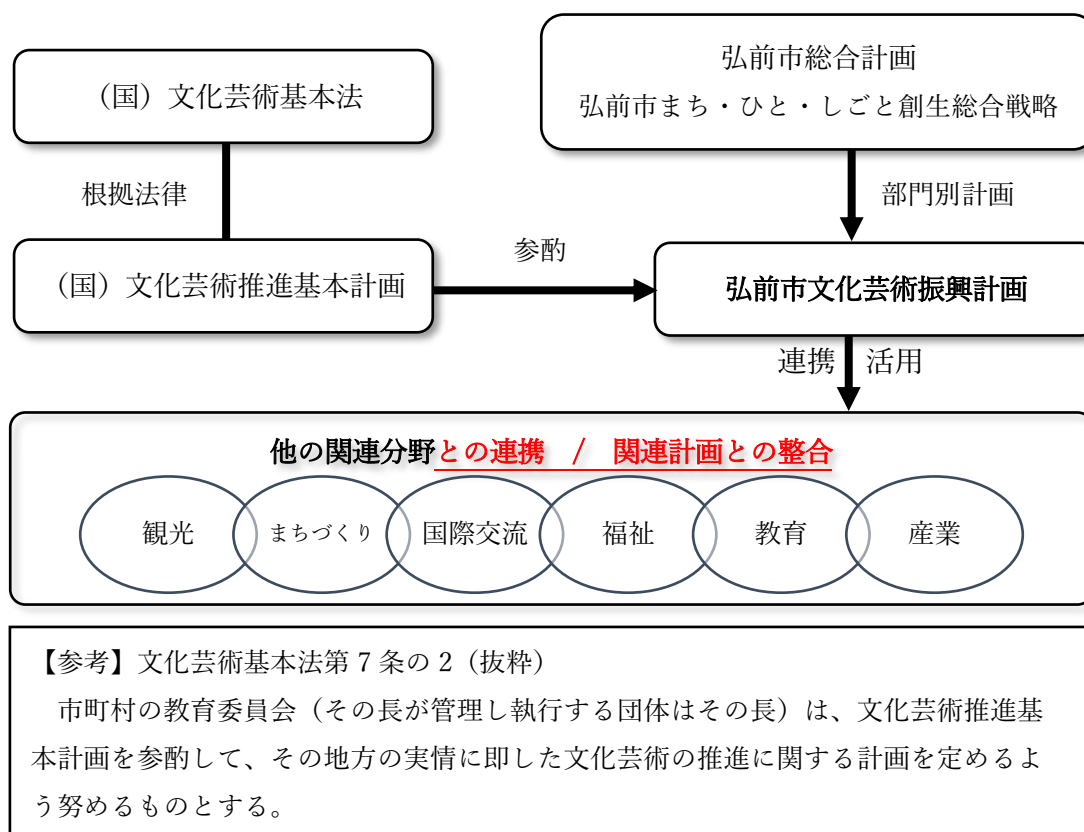
近年は、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化・情報技術の急速な進展、個人のライフスタイルの多様化など、社会環境は大きく、そして急激に変化し、市民の文化芸術活動も、こうした社会環境の変化の中で多くの課題に直面しています。

一方で、地域の魅力を最大限に活かした地域づくりのため、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められており、文化芸術が果たす役割への期待が高まっています。

弘前市文化芸術振興計画は、こうした環境の変化と、社会の要請に対応するため、文化芸術振興の目標や取り組む施策を体系化するとともに、市民の主体的な文化活動を支え、弘前の優れた文化を次の世代にしっかりと引き継ぎながら、新たな文化の創造を促し、「～ 基本理念 ～」の実現のために策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、文化芸術基本法第7条の2第1項の規定に基づく地方文化芸術推進基本計画として、さらに、その他の関連する法律や計画等と整合を図るとともに、弘前市総合計画及び弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画とする部門別計画として位置づけ、他の関連計画との整合を図りながら、策定するものです。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間とし、社会環境の変化やニーズを踏まえて、5年ごとに検証を行い、その結果に応じて見直しを行うこととします。

令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)
前期計画（令和4年度～令和8年度）					後期計画（令和9年度～令和13年度）				

第4節 文化芸術の意義

文化芸術は、感動と精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力を育むものです。

また、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協働し、共生する社会の基盤となるものです。

さらに、観光や産業等の関連分野と結びつくことにより、新たな需要や高い付加価値を生み出し、地域の発展に寄与しうるものであり、文化芸術の継承、発展及び創造は、本市にとって、ますます重要なものとなります。

第5節 文化芸術の範囲

「文化」を広く捉えると、人と自然とのかかわりや立ち居振る舞い、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、人と人の生活にかかわる総体を意味していますが、本計画では、原則として、文化芸術基本法第8条から第14条までに列記されている文化芸術を、あらかじめ本計画に位置付ける文化芸術の範囲として設定します。

区 分	内 容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術など
伝統芸能	雅楽、能楽、文学、歌舞伎、組踊など
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など（伝統芸能を除く。）
生活文化、国民娯楽及び出版物	生活文化（茶道、華道、書道、食文化 その他生活に係る文化 など） 国民娯楽（囲碁、将棋など）、出版物、レコードなど
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭など 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

第2章 文化芸術の現状と課題

第1節 弘前市の文化芸術を取り巻く現状

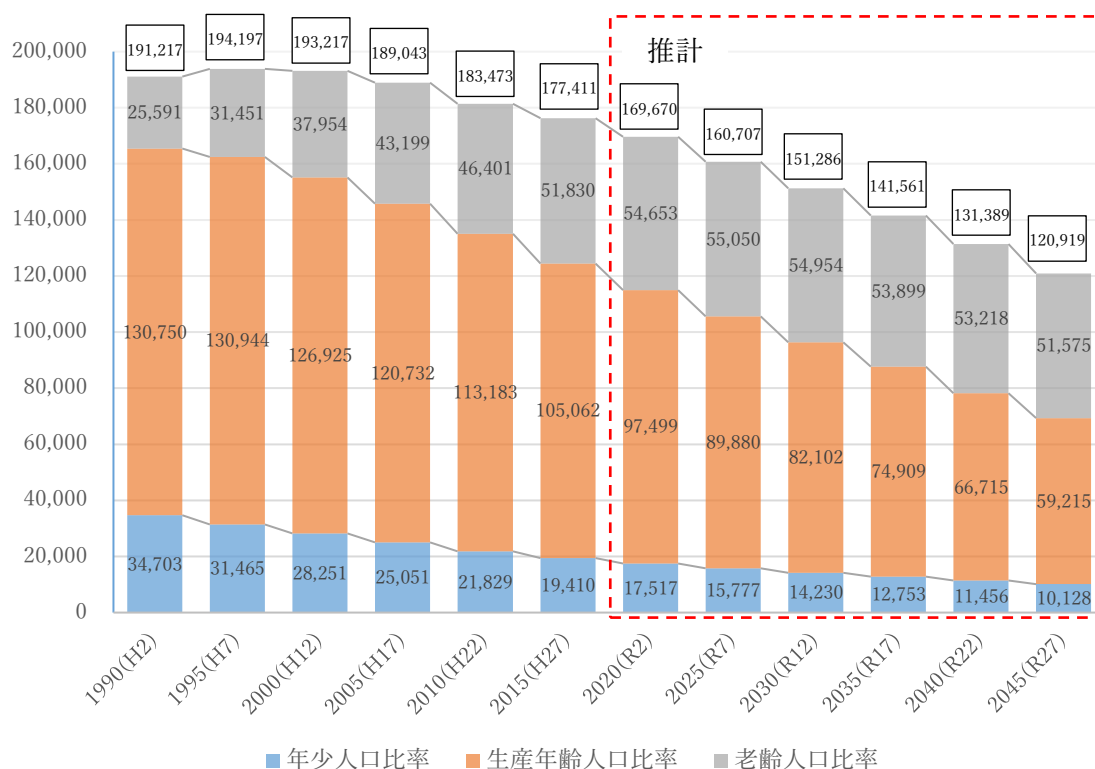
第1項 社会環境の変化

【人口減少と少子高齢化の急速な進展】

弘前市人口ビジョンによれば、本市の人口は、1995（平成 7）年の194,197 人をピークに減少に転じており、2045（令和 27）年には、約120,919 人（国立社会保障・人口問題研究所の推計）にまで減少するとともに、少子高齢化も一層進展すると推計されています。

人口減少・少子高齢化は、地域社会に大きな影響を与え、地方自治体の存立にも関わる課題とされており、文化芸術の担い手不足や地域に伝わる伝統文化等を継承してきた地域コミュニティの衰退が懸念されます。

【本市の総人口の推移（推計）】



※出所：国勢調査(*)（2005（平成 17）年までは旧弘前市、旧岩木町、旧相馬村の合計）

※2015（平成 27）年までの人口総数には年齢不詳も含まれるため、年齢別の合計と一致しません。

【「持続可能な開発目標（SDGs）」という新たな理念】

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals（以下、SDGs））は、2015（平成 27）年 9 月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成される 2030 年までの国際開発目標です。

政府においても、2016(平成 28)年 5 月に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」(本部長：内閣総理大臣)を設置し、省庁横断的に、SDGs に取り組むこととし、「SDGs アクションプラン」を策定するなど、地方自治体を含むあらゆる関係機関と協力して SDGs に取り組むこととしています。

本市における今後の文化芸術施策についても、SDGs の視点を踏まえ推進していくことが求められます。



《特に関連の深いゴール》



【グローバル化の進展とインバウンド】

全国的にグローバル化が進む中、本市においても、年々外国人観光客の入込数が増加しており、伸び代が大きいと期待されるため、情報発信の強化と外国人観光客の受け入れ環境を整備促進していくことが求められて

いますが、一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、「マイクロツーリズム（自宅から 1 時間から 2 時間圏内の地元または近隣への宿泊観光や日帰り観光を指す）」という新たな考え方が提唱されており、これを地元の魅力を再発見してもらえる機会と捉えれば、市民に向けた地元文化の魅力発信の強化が求められます。

【情報通信技術等の一層の進展】

情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流、情報の受発信を容易にし、生活に大きな利便性をもたらすとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、文化芸術情報へのアクセス、文化芸術活動の多様化に貢献することが改めて認識されました。

また、映像や画像処理技術は、新たな表現活動の可能性を飛躍的に広げ、これまでは知ることや触れることができなかったものに容易に接することができるなど、今後も大きな役割を果たしていくと考えられます。

【文化芸術の社会的役割の拡大】

東日本大震災をはじめ、全国的に頻発する豪雨災害などにおける復興の過程で、文化芸術が被災者の心の癒しや、地域コミュニティの再生に大きな役割を果たすことが、改めて認識されました。

災害という非常時や危機的な状況に対する取組みだけでなく、様々な地域課題に対して、文化芸術の力を活用して、その解決につなげようとする取組みが広がっています。

本市においては、上記のような地震・風水害が他の地域に比べ少ないと考えられますが、社会に積極的に関わろうとする文化芸術活動が、人々を巻き込み、より創造的な地域社会の形成につながるという側面について、改めて認識する必要があります。

第2項 国の動向

2017（平成29）年に「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」が施行されました。文化芸術による新たな価値の創出を広く国際社会に示す重要な契機であるという認識の下、文化芸術立国の実現を目指しています。

また、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光や産業等の関連分野における施策を本法の範囲に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造につなげていくことが重要であるとしています。

2018（平成30）年3月には、文化芸術基本法に基づき、「文化芸術推進基本計画」が閣議決定されました。

文化芸術の本質的な価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化するとともに、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術のさらなる継承、発展、創造に活用し、好循環させることを目指しています。

さらに、地方公共団体には、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策をより積極的に推進することを求めています。

これらの文化に関する基本的な理念や文化政策の方向性を示すもののほか、「文化財保護法の改正（2018年）」、劇場や音楽堂、文化会館等の役割などを明確化した「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（2012年）」、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進する「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（2018年）」、文化振興を観光振興・地域活性化につなげる「文化観光推進法（2020年）」などの関係法令が整備されています。

第3項 弘前市の文化芸術資源

① 文化の土壌

本市は、東に八甲田連峰、西に霊峰岩木山、南は世界遺産白神山地に囲まれ、盆地状をなし、平野部には白神山地に源を発する岩木川が流れ、肥沃で広大な津軽平野には田園風景が広がり、周辺の丘陵地帯には生産量日本一を誇るりんご園地が広がる緑豊かな自然環境に恵まれています。

こうした自然環境に加え、進取の気質に富み、多様性を受け入れ、古いものと新しいものを調和させていくという伝統的な気質が、本市の文化的な土壌を育んできました。

そして、この文化の薫り高い風土は、さまざまな分野で多くの優れた芸術家を輩出し、書道・茶道・華道などの生活文化を含む市民主体の文化芸術活動を活発にしています。

他の地域にはない、数多くの文化資源に恵まれた本市は、今後、それを積極的にまちづくりに活用していくことで、価値をさらに高めることができる可能性を秘めています。

② 文化施設

本市は、弘前市民会館、弘前文化センターをはじめとする規模や特徴が異なる複数のホールを有しており、これらの文化施設を拠点として多彩な文化芸術活動・創作活動が活発に行われています。

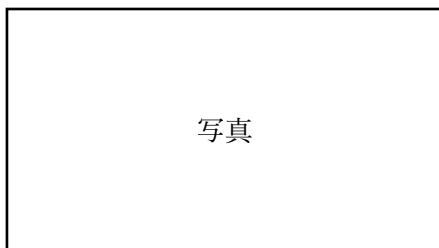
2020（令和2）年には、明治・大正期に建設された「吉井酒造煉瓦倉庫」を改修し、文化創造の拠点として「弘前れんが倉庫美術館」が開館し、さらに文化施設が充実しました。

○弘前市民会館



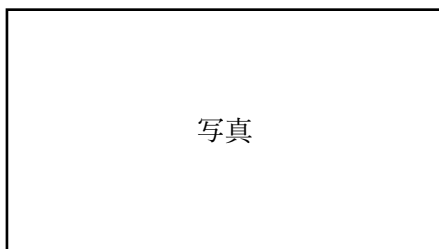
本市の文化芸術の殿堂であり、文化の発信拠点となる施設。弘前公園の一角に設けられ、春は老松を背景とする桜に彩られる閑静なたたずまいにあり、市民が優れた舞台芸術を鑑賞する場として、また市民自らが参加する文化活動の場として活用されています。

○弘前文化センター（文化会館/中央公民館）



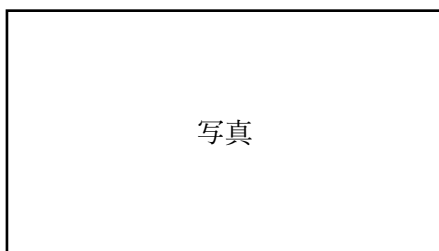
弘前公園東門のすぐ東にあり、「文化会館」と「中央公民館」が併設され、生涯学習や文化活動の拠点として、講演会や演劇、各種コンサートなどに利用されています。

○岩木文化センター



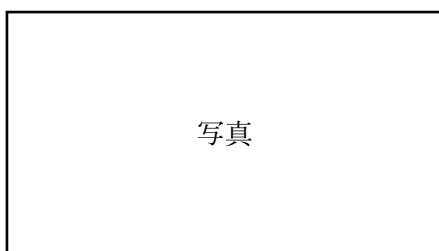
音楽や演劇鑑賞の文化公演や講演会、研修会など多目的に利用されています。

○市民文化交流館



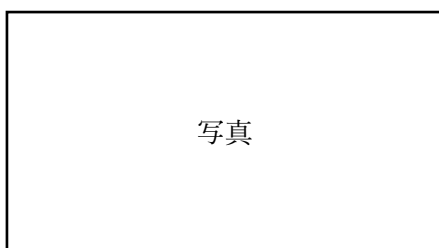
弘前駅前「ヒロロ」に設置され、ホールのほか、多世代交流室、イベントスペースを備え、市民の文化芸術活動のみならず、多世代の交流を図る場として利用されています。

○百石町展示館



市指定文化財。3つの展示室を備え、展示、発表の場として、また、講演会、ワークショップの場として利用されています。

○弘前れんが倉庫美術館



国内外の先進的なアートや、弘前の歴史・文化に関する作品を収集・展示するとともに、市民が集える場としてスタジオやライブラリーを備え、文化創造の拠点として利用されています。

③ 文化財

本市は、旧石器時代から近世までの多種多様な埋蔵文化財を多数有しており、縄文時代晩期の環状列石を有する大森勝山遺跡や、津軽氏の居城として機能した堀越城跡・弘前城跡で構成される津軽氏城跡が史跡指定を受けています。

また、城下町としての歴史性から、多くの歴史的建造物や伝統行事などが色濃く残り、近代以降の軍都及び学都としての歩みにより、洋風建築が数多く残るなど、独特のまちなみを現代に伝えています。

【弘前市の文化財件数一覧】

指定別		国	県	市	計
有形文化財	建造物	22	16	13	51
	工芸品	4	12	41	57
	彫刻	-	8	15	23
	書跡	-	1	7	8
	古文書	-	-	2	2
	絵画	-	3	9	12
	考古資料	2	2	29	33
	歴史資料	-	-	8	8
無形文化財	工芸技術	1	-	-	1
	技芸	-	1	-	1
	古武道	-	-	2	2
民俗文化財	有形民俗文化財	-	1	2	3
	無形民俗文化財	2	5	9	16
記念物	史跡	2	-	3	5
	名勝	4	1	-	5
	天然記念物	-	10	7	17
伝統的建造物群		1	-	-	1
重要美術品（旧法）		1	-	-	1
計		39	60	147	246

国登録有形文化財	建造物		16
国登録記念物	名勝地関係		3
国選択無形民俗文化財	民俗芸能	神楽	1
	風俗習慣	祭礼（信仰）	1
		年中行事	1

第2節 現状把握のための取り組みと主要課題

本計画策定にあたり、文化芸術に関する市民の意識や文化芸術団体の活動の状況を把握することを目的に、意見交換及びアンケート調査を実施しました。

第1項 文化芸術団体との意見交換

【実施概要】

実施日	2020（令和2）年10月7日（水曜日）/12日（月曜日）/13日（水曜日）
参加団体	弘前市社会教育協議会、弘前市文化団体協議会、文化施設指定管理者 弘前市民文化祭実行委員会加盟団体等 合計27団体

【結果概要】

意見区分	主な内容（抜粋）
◆文化芸術団体の高齢化・会員の減少、後継者不足について	・高齢化が進んでおり、会員数も少なくなった。 ・若い人が入ってこない。一度若い方に活動を見てもらい、団体の存在を知ってほしい。 ・後継者の育成をしてきたが、少子化で小・中学校の児童生徒が減少している中で、今後後継者を育成するのは簡単ではない。
◆活動場所や資金の確保について	・練習や活動の場所は奪い合いの傾向があり、各団体とも非常に苦心している。高齢者が多く、冷暖房が整った場所が必要。 ・公共施設以外の施設の情報も提供してほしい。 ・公演開催の経費が多くかかるため、子どもたちが出演することが難しい。 ・公共施設以外の施設の利用に際して助成してほしい。 ・中学校の場合、運動部については大会遠征費の他に、チームの維持や選手育成のための育成費に対して助成金が交付されている。しかし、文化部には育成費や物品購入に対する助成などは全くない。

意見区分	主な内容（抜粋）
◆文化施設の利便性の向上について	・いろいろな団体の意見を聞いて、市民が使いやすい運営の仕方を考えてほしい。 ・行政と団体がお互いに知恵を出し合う場を設定してほしい。
◆各団体同士の活動の連携について	・自分たちと異なる分野の方々といっしょにイベント等を行うことで、日頃文化芸術に興味の薄い人々が文化芸術に触れる機会を弘前で作っていただけたらいいと思う。 ・異なる分野の団体とのコラボをマッチングする枠組みを作ることや、新しい取り組みへの支援などを行政で用意してもよいのではないか。
◆インターネットやSNS等の活用について	・コロナ禍の影響で見直しが迫られ、事業のほとんどをオンライン化して実施した。その結果、弘前に来たことのない方々や弘前に住む若年層からの反響があった。 ・YouTube や SNS 等に弘前市の文化芸術を発信する市独自のアカウントを作してほしい。
◆学校教育における文化芸術活動の充実	・子どもたちへの教育や働きかけに文化芸術団体を教育現場でうまく利用してほしい。 ・学校や部活の中に取り入れるのが一番広めやすい手段だと思うが、なかなか実現しない。 ・10 年ほど前までは文化芸術を高校の授業で学ぶ機会があったが、指導要領の変更などで近年そのような機会がなくなってしまった。
◆中間支援の必要性について	・若い世代を取り込むための仕組みづくりや技術のサポートなどの中間支援を行政で考えてほしい。 ・中間支援について民間も含めた文化芸術分野以外の分野から協力してもらおうというのも一つの方策ではないかと思う。

第2項 市民向けアンケート調査

【調査概要】

対象者	住民基本台帳から18歳～75歳までの市民2,000人を無作為抽出（外国人を含む）
調査方法	調査票を郵送配布-郵送回収
調査期間	2020（令和3）年1月8日（金）～1月22日（金）
回収結果	回答者734人（回収率36.8%） ※所在不明による未達分7人を除いて算出

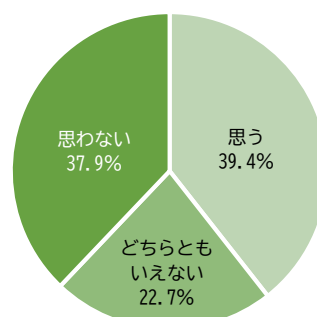
【結果概要】

●弘前市は文化芸術が盛んなまちか

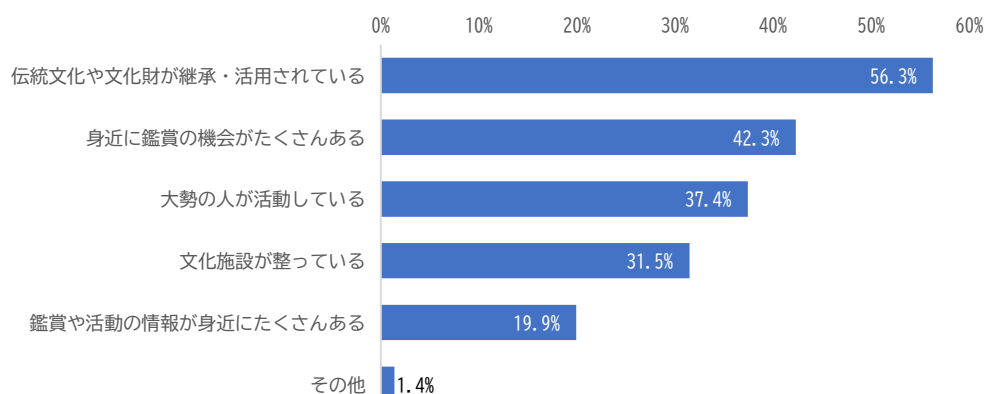
弘前市は文化芸術が盛んなまちだと思う人の割合は39.4%となりました。その理由としては、「伝統文化や文化財が継承・活用されているから（56.3%）」と答えた方が最も多く、次いで「身近に鑑賞の機会がたくさんあるから（42.3%）」となりました。

一方、弘前市は文化芸術が盛んなまちだと思わない人の割合は37.9%となりました。

あなたは、弘前市は文化芸術活動が盛んなまちだと思いますか。（回答は1つ）

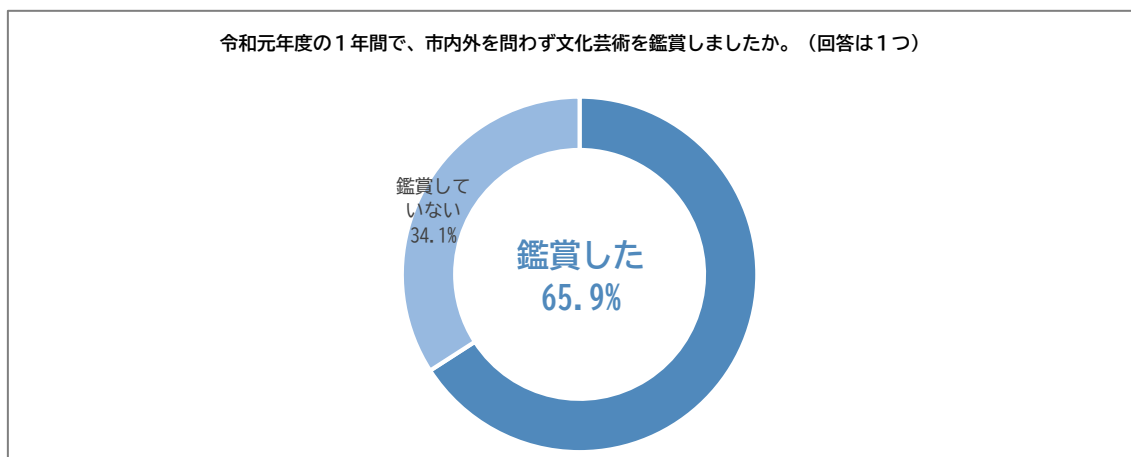


弘前市は文化芸術が盛んなまちだと思う理由は何ですか。（回答はいくつでも）



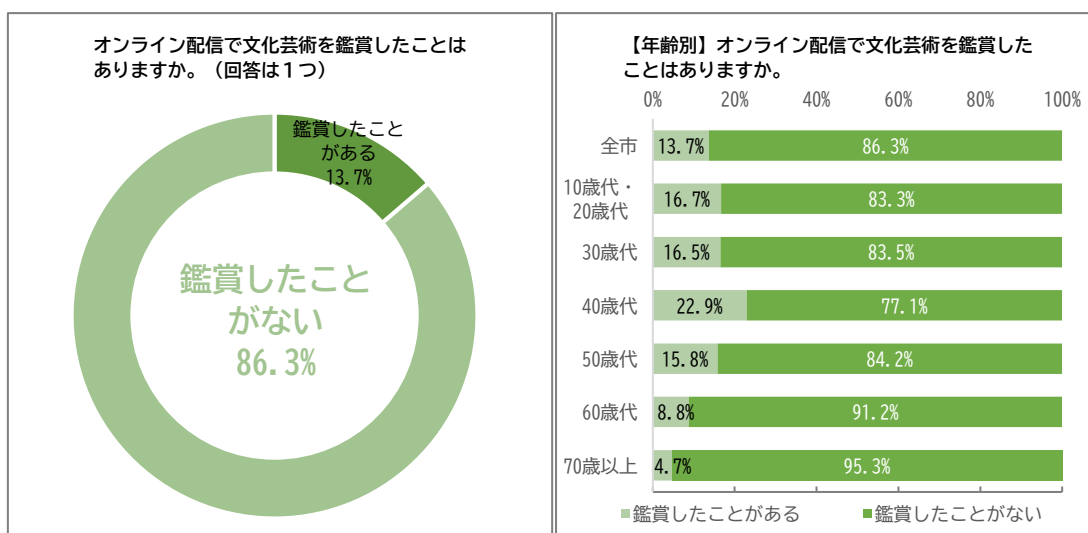
●2019（令和元）年度の1年間で、市内外を問わず文化芸術を鑑賞したか

令和元年度の1年間で、文化芸術を「鑑賞した」と答えた方は65.9%、「鑑賞していない」と答えた方は34.1%となりました。



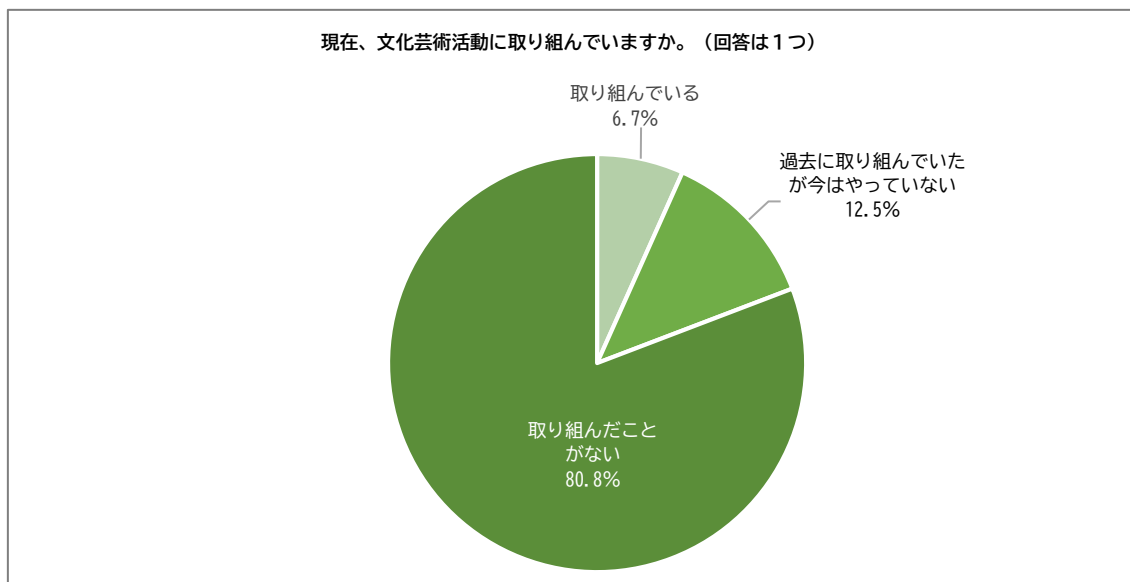
●オンライン配信で文化芸術を鑑賞したことがあるか

オンライン配信で文化芸術を「鑑賞したことがある」と答えた方は、13.7%となりました。また、年齢別に見ると、30歳代～50歳代で「鑑賞したことがある」と答えた方の割合が他の年齢帯より多くなりました。



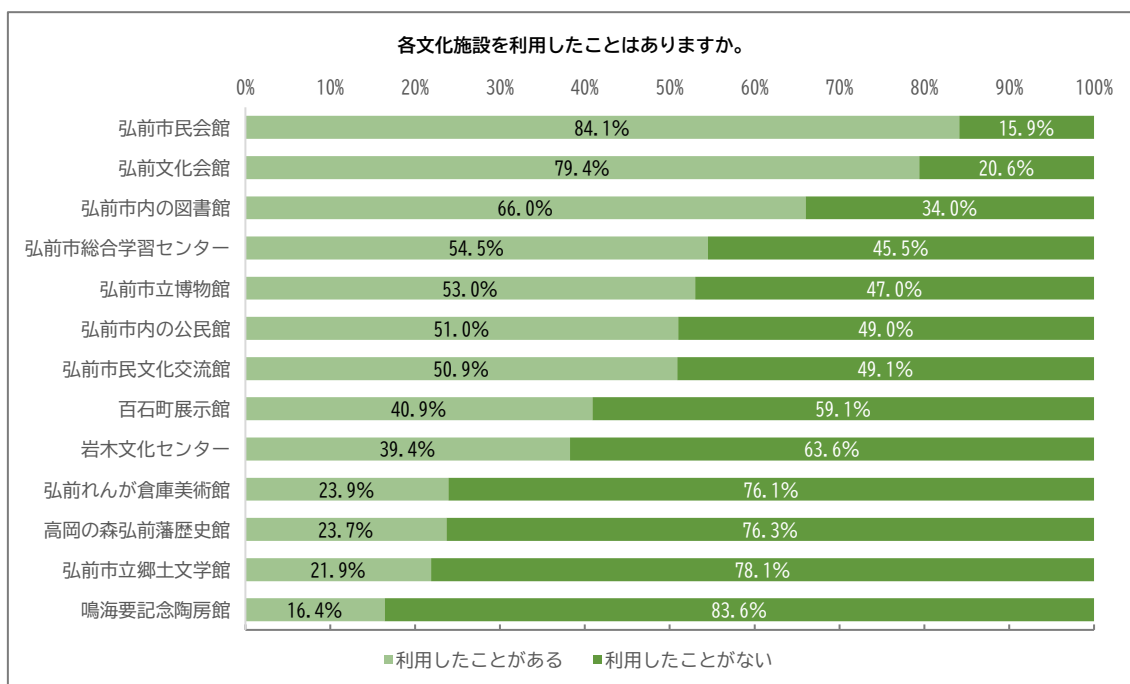
●文化芸術活動に取り組んでいるか

文化芸術活動への取り組みについて、「取り組んでいる」と答えた方の割合は 6.7%、「過去に取り組んでいたが今はやっていない」と答えた方は 12.5%、「取り組んだことがない」と答えた方は 80.8%となりました。



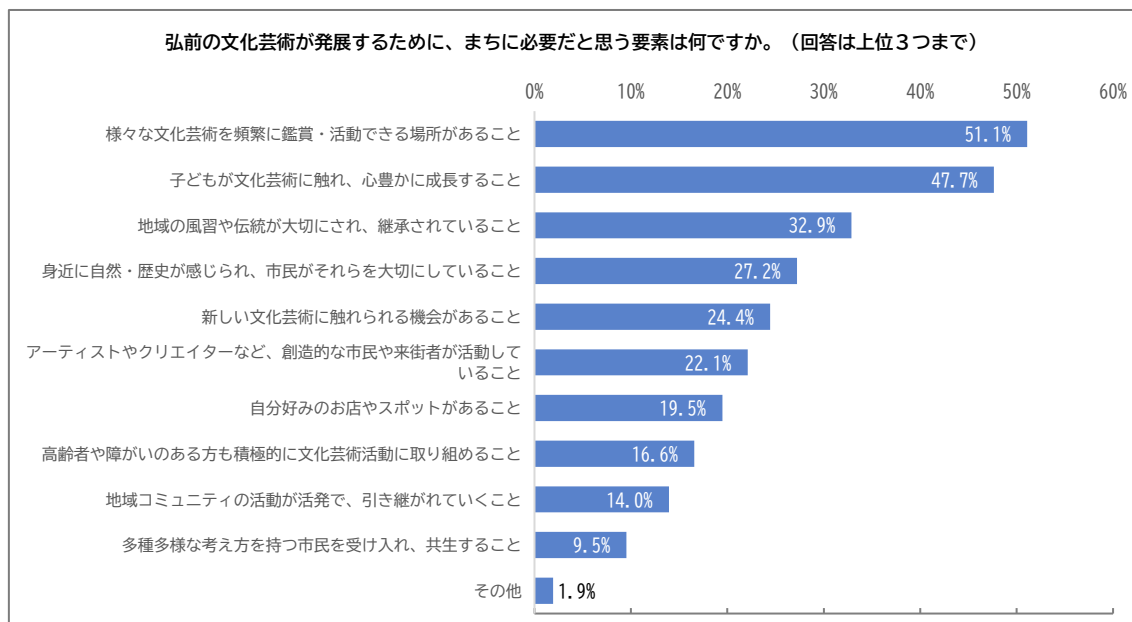
●文化施設の利用度

弘前市内の各文化施設の利用度合いの多い順に、「弘前市民会館（84.1%）」「弘前文化会館（79.4%）」「弘前市内の図書館（66.0%）」となりました。



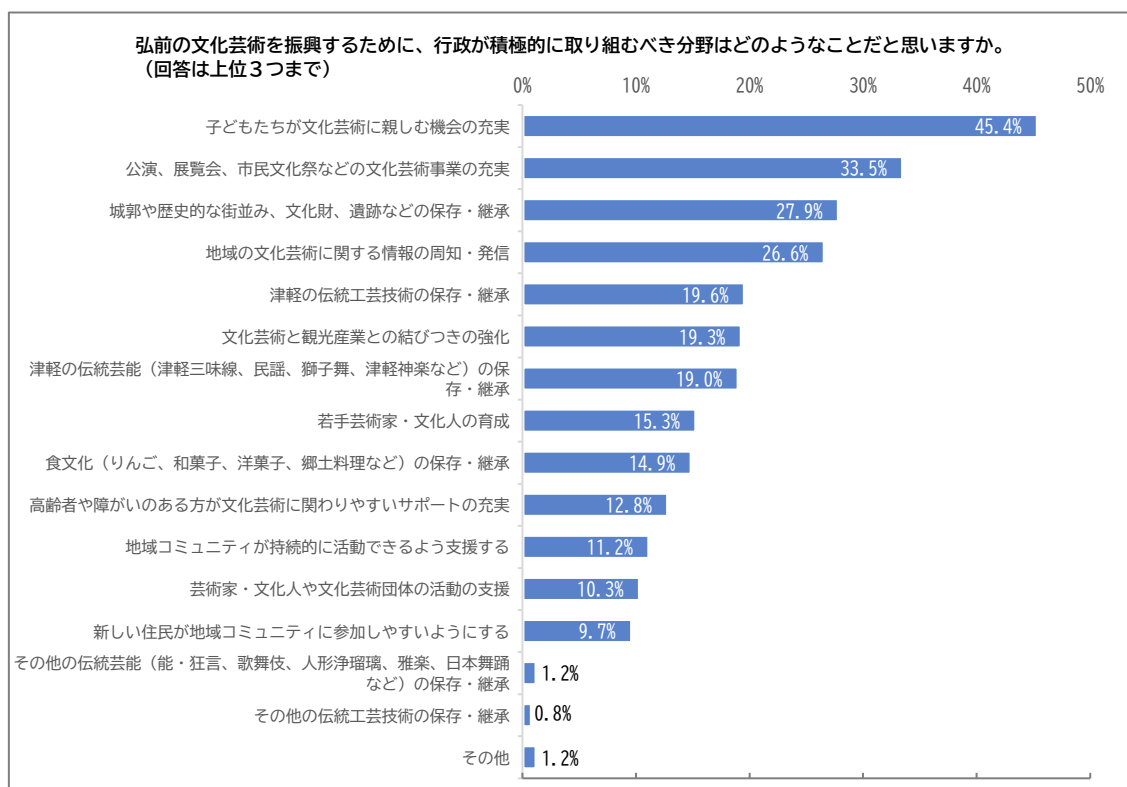
●弘前の文化芸術が発展するために、まちに必要なと思う要素

「様々な文化芸術を頻繁に鑑賞・活動できる場所があること（51.1%）」と答えた方が最も多くなり、次いで「子どもが文化芸術に触れ、心豊かに成長すること（47.7%）」
「地域の風習や伝統が大切にされ、継承されていること（32.9%）」となりました。



●弘前の文化芸術を振興するために、行政が積極的に取り組むべき分野

「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実（45.4%）」と答えた方が最も多く、次いで「公演、展覧会、市民文化祭などの文化芸術事業の充実（33.5%）」となりました。

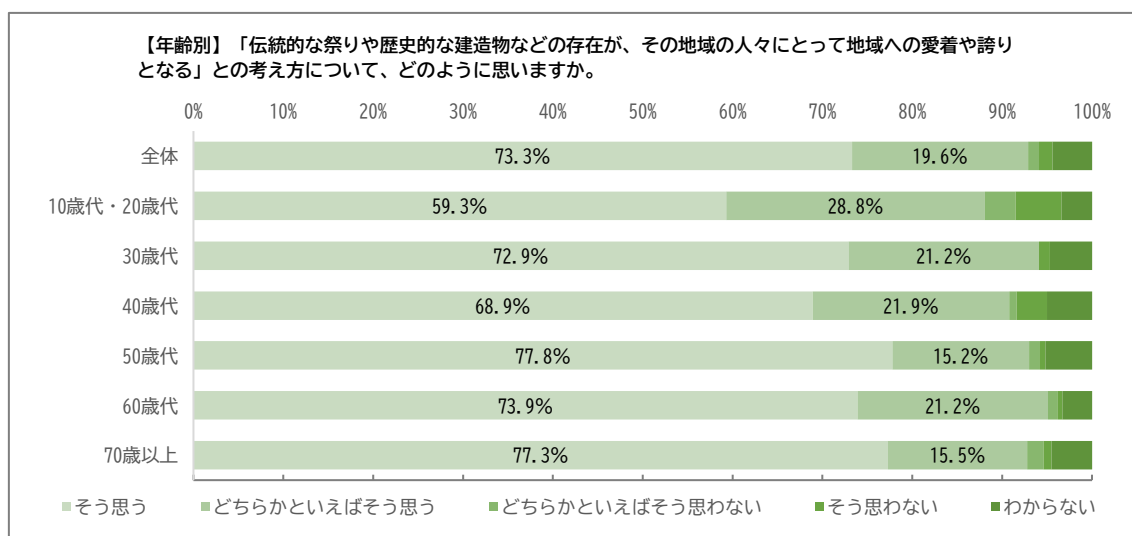


●「伝統的な祭りや歴史的な建造物などの存在が、その地域の人々にとって地域への愛着や誇りとなる」との考え方について

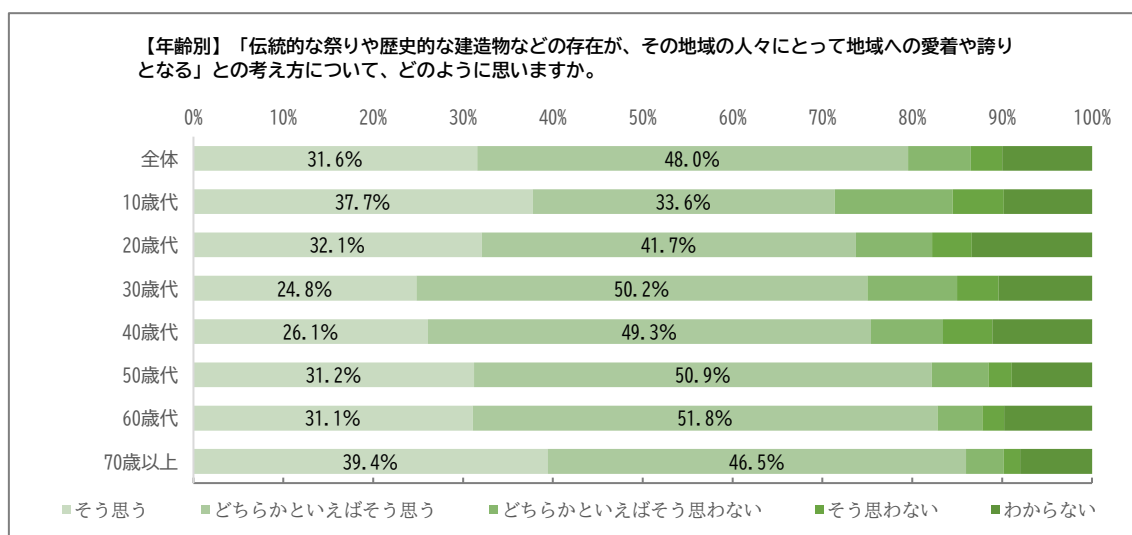
「そう思う（73.3%）」「どちらかといえばそう思う（19.6%）」と答えた方は、合わせて92.9%となりました。

文化庁の全国を対象とした世論調査結果と比較すると、本市で「そう思う」と答えた方の割合は全年齢で全国より大幅に高くなりました。

【全年齢】弘前市：73.3%、全国：31.6%）



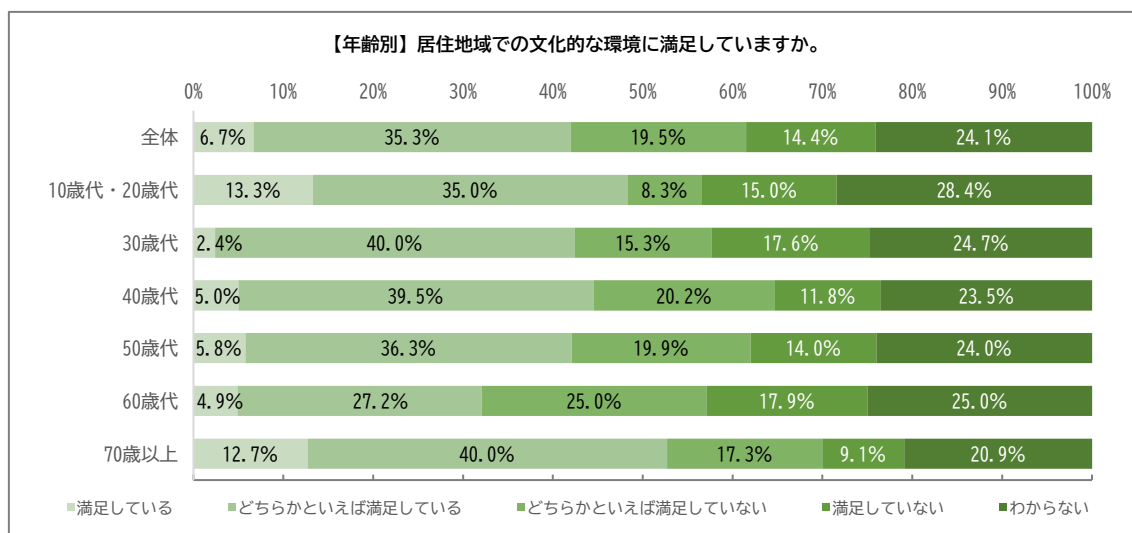
【参考】文化庁 文化に関する世論調査（2019（令和元）年度調査）



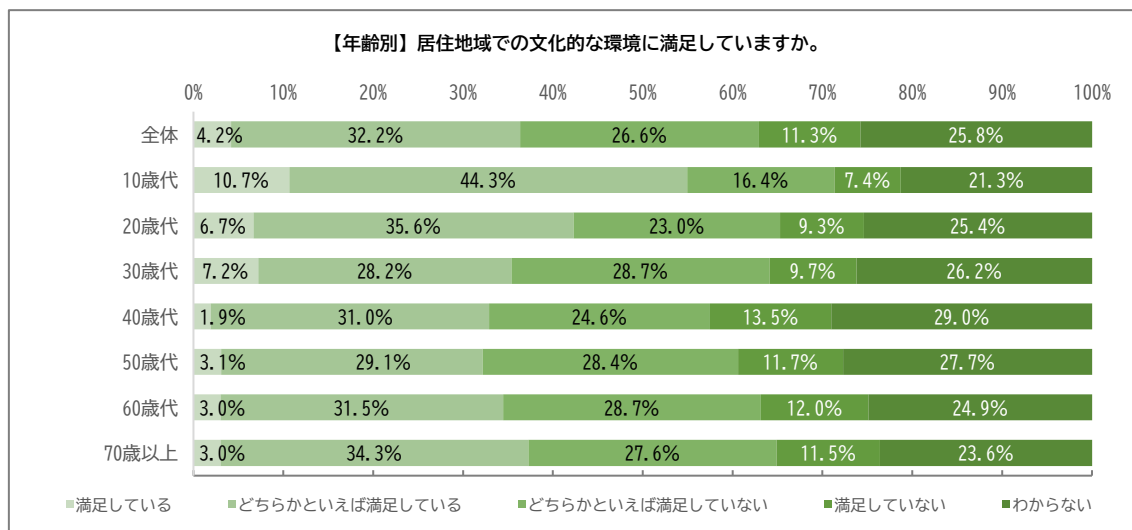
●居住地域での文化的な環境に満足しているか

文化芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や文化財・伝統的街並みの保存・整備など、居住地域での文化的な環境に「満足している（6.7%）」「どちらかといえば満足している（35.3%）」と答えた方は、合わせて42%となりました。

年齢別に見ると、10歳代・20歳代と70歳以上で「満足している」割合が他の年齢帯より高くなりました。

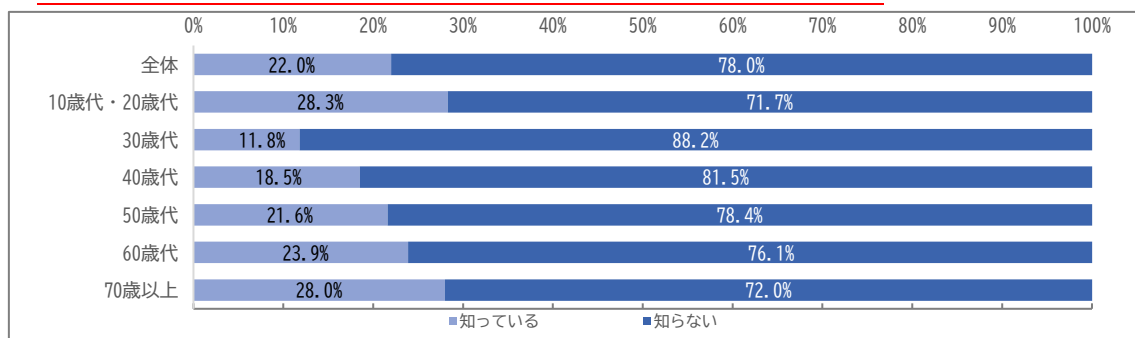


【参考】文化庁 文化に関する世論調査（令和元年度調査）

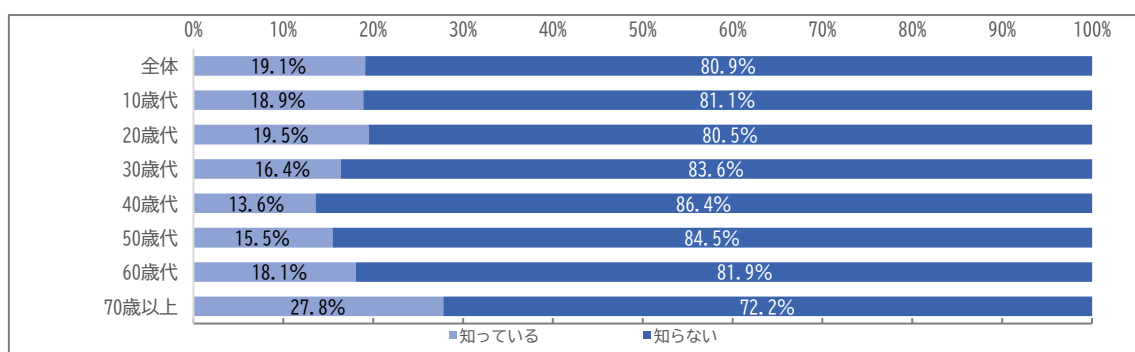


●近年、文化芸術活動を共に行うことを通じて、障がい者や高齢者、生活に困窮している方など社会的に孤立しがちな人との交流を深め、コミュニティを強くしていこうという考え方について

「知っている」と答えた方の割合は22%となりました。年齢別に見ると、10歳代・20歳代で「知っている」と答えた方の割合が全国より大幅に高くなりました。（【10歳代・20歳代】弘前市：28.3%、全国：10歳代18.9%、20歳代19.5%）

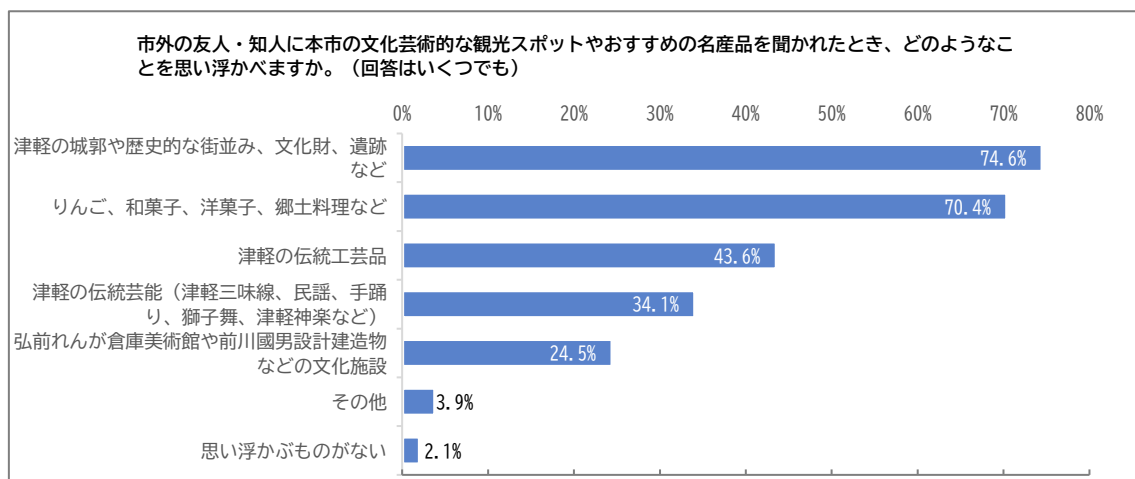


【参考】文化庁 文化に関する世論調査（令和元年度調査）



●市外の友人・知人に教える本市の文化芸術的な観光スポットやおすすめの名産品

「津軽の城郭や歴史的な街並み、文化財、遺跡など（74.6%）」と答えた方が最も多く、次いで「りんご、和菓子、洋菓子、郷土料理など（70.4%）」となりました。



第3項 文化芸術団体向けアンケート調査

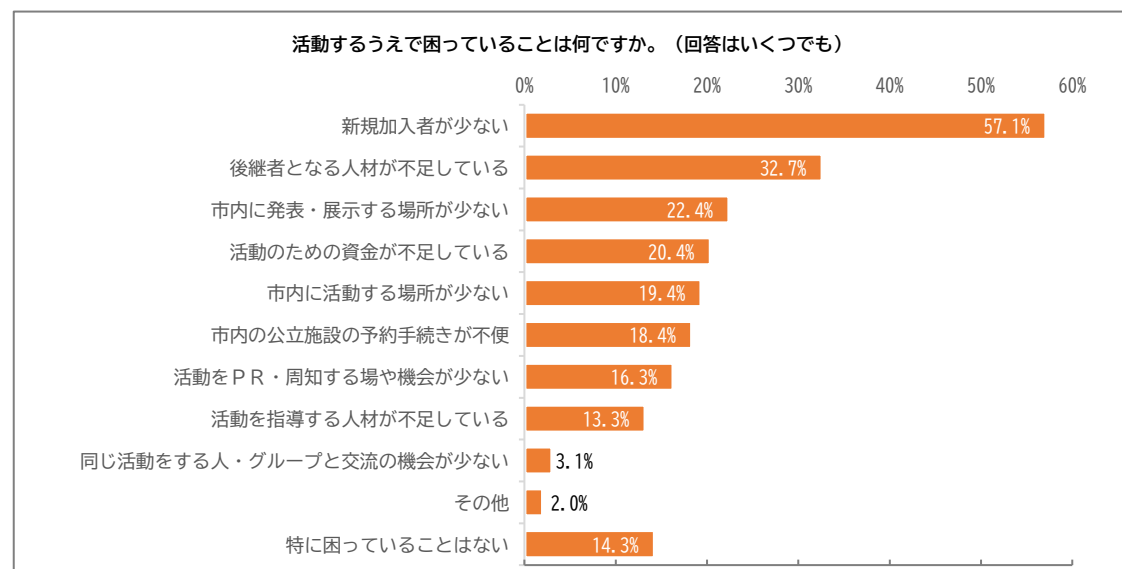
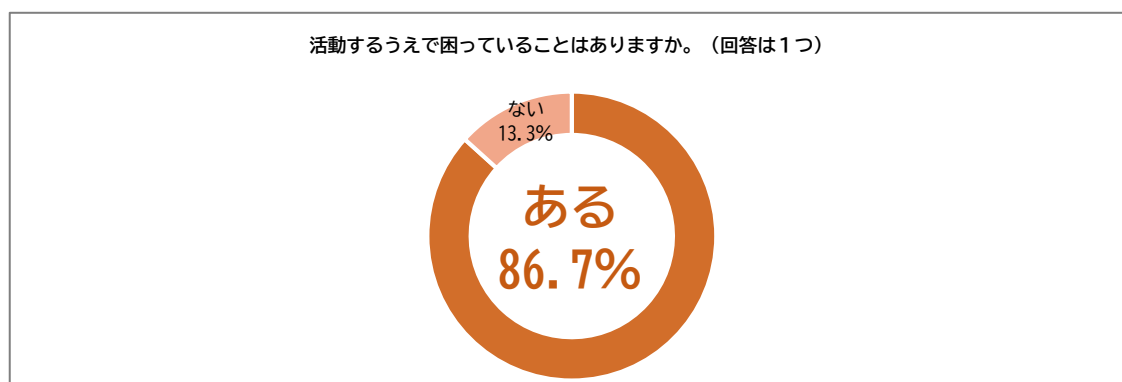
【調査概要】

対象団体	市内文化施設を利用したことがある文化芸術団体(157 団体)
調査方法	調査票を郵送配布-郵送回収
調査期間	2021（令和3）年1月8日（金）～1月22日（金）
回収結果	回答団体数 98 団体（回収率 62.4%） ※所在不明による未達分 3 団体を除いて算出

【結果概要】

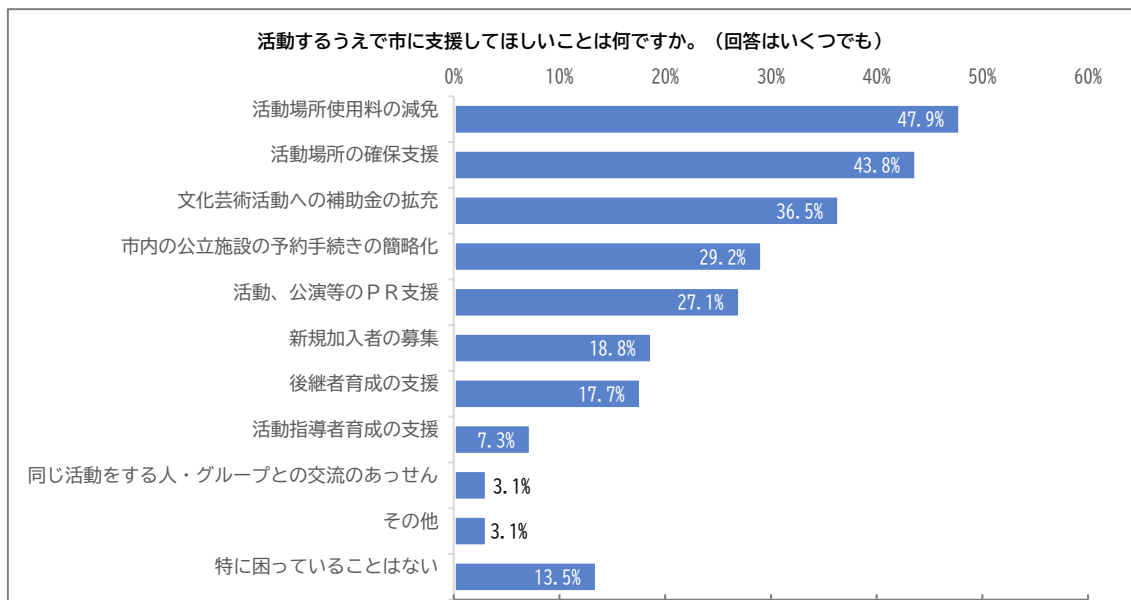
●活動するうえで困っていること

文化芸術活動をするうえで、「困っていることがある」と答えた団体は、86.7%となり、具体的な困りごととして、「新規加入者が少ない（57.1%）」と答えた団体が最も多く、次いで「後継者となる人材が不足している（32.7%）」となりました。



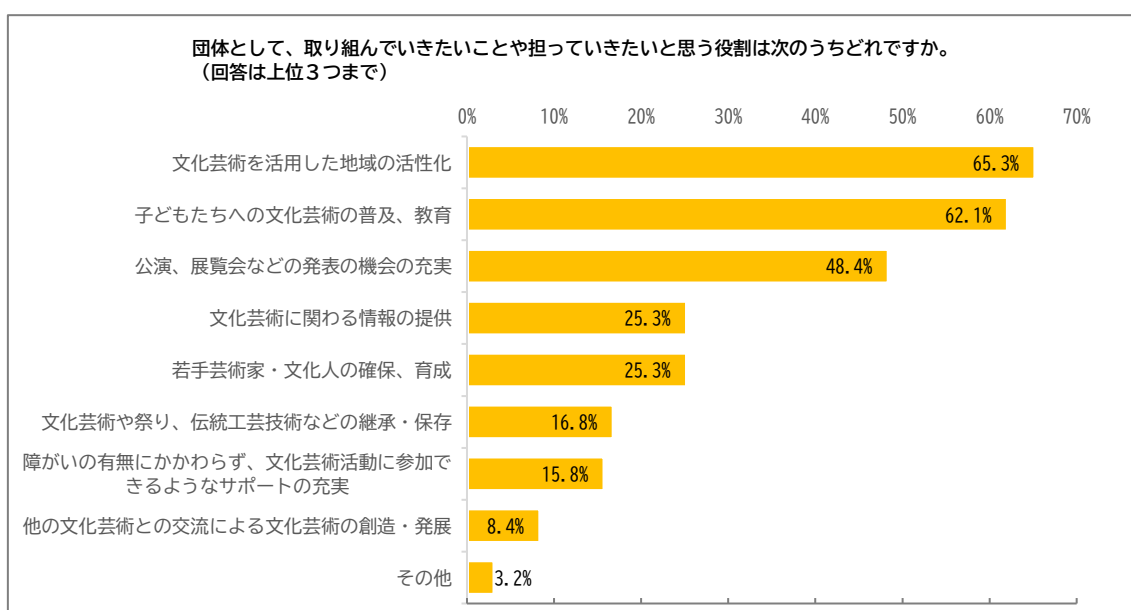
●活動するうえで市に支援してほしいこと

「活動場所使用料の減免（47.9%）」と答えた団体が最も多く、次いで「活動場所の確保支援（43.8%）」「文化芸術活動への補助金の拡充（36.5%）」となりました。



●団体として、取り組んでいきたいことや担っていききたいと思う役割について

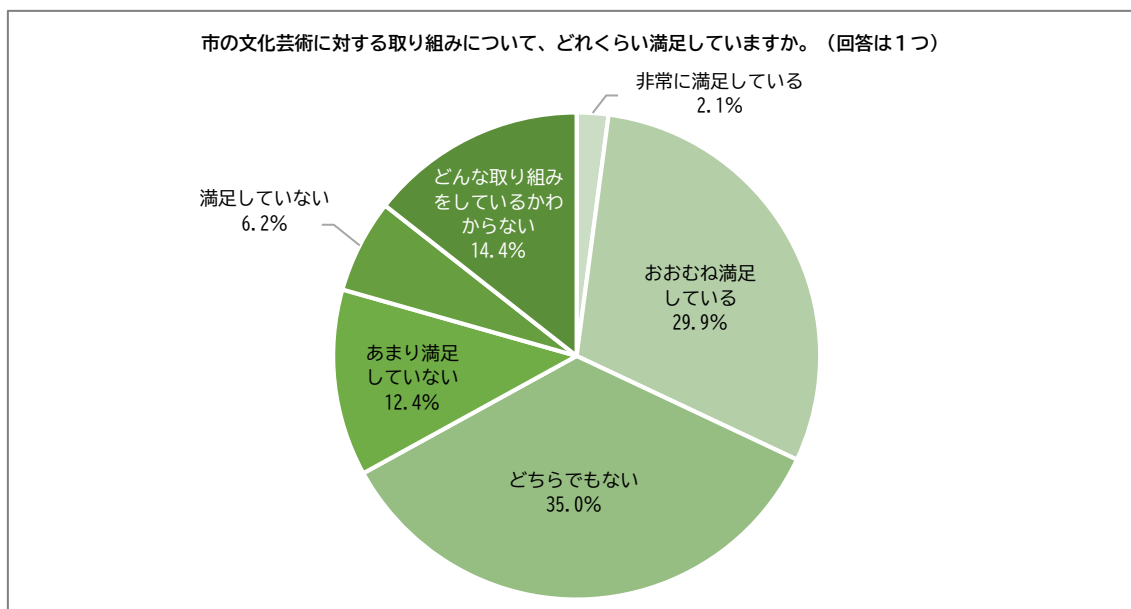
「文化芸術を活用した地域の活性化（65.3%）」と答えた団体が最も多く、次いで「子どもたちへの文化芸術の普及、教育（62.1%）」「公演、展覧会などの発表の機会の充実（48.4%）」となりました。



●市の文化芸術に対する取り組みに対する満足度

「非常に満足している（2.1%）」「おおむね満足している（29.9%）」と答えた団体は合計 32%となり、「あまり満足していない（12.4%）」「満足していない（6.2%）」と答えた団体は合計 18.6%となりました。

また、「どんな取り組みをしているかわからない」と答えた団体が 14.4%となりました。



第4項 各種調査の結果から見える本市の現状

文化芸術団体との意見交換及びアンケート調査（市民向け、文化芸術団体向け）から、文化芸術にかかる本市の現状は、以下のとおりとなっています。

○市民の現状

「弘前市は文化芸術活動が盛んなまちだ」と思う方の割合は 39.4%となり、思わない方の割合（22.7%）に比べ、16.7 ポイント高くなっています。

また、「伝統的な祭りや歴史的な建造物などの存在が地域の愛着や誇りとなる」という考え方について、そう思うと答えた方の割合は 73.3%となっています。文化庁調査（令和元年度）による全国の数字は 31.6%となっており、それと比較すると大幅に高く、市民にとっての地域の伝統文化や文化財の存在の大きさが伺えます。

さらに、子どもたちが体験を通じて文化芸術に触れ、親しみを持つことで、心豊かに育ってほしいと考える市民が多くなっています。

一方、文化芸術活動に取り組んだことのない方の割合が 80.8%、令和元年の 1 年間に市内外を問わず文化芸術を鑑賞しなかった方の割合は 34.1%となっています。

その主な要因としては、学校や仕事などで忙しい（43.2%）、気軽に鑑賞・体験する機会がない（33.0%）、文化芸術の催し・活動の情報が得られない（18.4%）ということがあげられます。

○文化芸術団体の現状

文化芸術団体に所属する会員の平均年齢について、60 歳代以上の団体の割合が 57.2%となり、意見交換の結果と合わせて考えると、高齢化が進んでいることが伺えます。また、新規会員の募集活動は 76.3%の団体で行われていますが、新規会員が増えず、次の時代の活動を支える後継者が不足していることが伺えます。

また、主に会員の年会費で活動経費を賄う団体は 53.1%、年間活動経費が 49 万円以下の団体は 63.9%となっています。新規加入者の不足、会員の高齢化及び会員の減少が続くと、活動資金の確保が今まで以上に難しくなり、団体の活動規模がますます小さくなっていくと考えられます。

さらに、市内に練習等を行う場が少なく、活動の場・発表の場の確保に苦
労する団体が多いことがわかりました。

情報発信について、専用のホームページ（SNSを含む）を持っている団
体の割合は29.9%でした。団体が行う活動を広く市民に周知する場や機会が
少なく、市民向けアンケート調査の結果でも、文化芸術の催しや活動の情報
が得られないという結果が表れています。

第5項 課題の抽出

各種調査により把握した現状から、本市の文化芸術を取り巻く課題として、
以下の6つの項目を抽出しました。

課題① 子どもたちの文化芸術に触れる機会が不足している。

市民向けアンケートの結果、文化芸術振興のために「子どもたちが文化芸術
に親しむ機会の充実」を求める声が最も高く、また、市民が担うべき役割とし
ても、「子どもに文化芸術的な体験をさせ、親しみを持たせる」と答えた割合
が最も高くなりました。

さらに、文化芸術団体向けアンケートにおいても、団体として取り組んでい
きたいことや担っていきたいと思う役割として「子どもたちへの文化芸術の普
及、教育」と答えた割合が高く、意見交換においても、「学校教育で文化芸術
を学ぶ機会が減少し、文化芸術活動に取り組む裾野が育たなくなってきた
る」、「文化芸術団体と学校教育との折衝の場の確保や公平な意見交換の機会を
具体的な形で進めてほしい」という意見が出されるなど、子どもたちに対して、
文化芸術に触れる機会を充実させることが求められています。

課題② 文化芸術活動に関わる人材育成の必要性が高まっている。

文化芸術団体との意見交換及び文化芸術団体向けアンケートの結果から、活
動に取り組む人の高齢化と会員の減少、後継者不足の状況が改めて浮き彫りと
なり、今後の文化芸術振興においては、後継者育成にかかる取り組みが、ま
す重要となってくると考えられます。

なお、後継者育成を目的とした活動を行っている団体からは、「育成に取り
組んでいるが、そもそも対象となる学生の数が増えている」「進学するにつ

れて、文化芸術に取り組む環境がなくなり、継続して取り組むチャンスが失われる」などの声もあり、人口減少・少子高齢化が大きく影響していることが伺えます。

課題③ 文化芸術活動や公演に関する情報を集約し、発信する体制の強化が求められている。

市民向けアンケートにおいて、「弘前市は文化芸術活動が盛んなまちだと思わない理由」として、「文化芸術鑑賞や活動の情報が身近にないから」と答えた割合が高くなっています。

さらに、文化芸術団体との意見交換においても「YouTube や SNS 等に弘前市の文化芸術を発信する市独自のアカウントを作ってほしい」、「会員数の減少により、経費削減のため手作りでポスターを作っており、各団体単位でより広く告知する方法をとるのが難しい」という意見があるなど、文化芸術活動や公演に関する情報の集約及び発信のニーズの高さが伺えます。

課題④ 文化芸術の鑑賞・参加機会が不足している。

市民向けアンケートの結果、弘前市は文化芸術が盛んなまちだと思わない理由として、「身近に鑑賞の機会が少ない」と答えた割合が最も高くなりました。

また、市民向けアンケートにおいても、文化芸術団体向けアンケートにおいても、「公演、展覧会、市民文化祭などの文化芸術事業の充実」を求める声が高くなっています。

文化芸術団体が公演や展覧会等を行いやすい環境の整備や、行政が主体的に文化芸術事業を開催・誘致する取り組みなどが求められています。

課題⑤ 文化芸術団体の活動規模が小さくなりつつある。

アンケート調査の結果、文化芸術団体の多くは、新規会員が少なく、会員が減少しているばかりでなく、主たる活動経費を会員の年会費で賄い、年間 49 万円以下で活動していることがわかりました。

こうした状況から、市に支援してほしいこととして、「活動場所の使用料の減免」や「補助金の拡充」を求める声が高まっており、文化芸術団体の活動に対する支援が求められています。

課題⑥ 活動の場・発表の場が不足している。

文化芸術団体向けアンケートの結果、市内に活動の場・発表の場が少ないと感じる団体が多く、多くの団体が活動・発表できるような工夫・調整が求められています。

また、文化芸術団体との意見交換においても、「公共施設以外の施設の情報を提供してほしい」、「学校や設備等が文化芸術団体でも活用できるように検討してほしい」など、活動場所の確保に関する意見が多く出され、文化芸術活動が活発に行われるよう、文化施設以外の公共施設でも文化芸術活動ができるようにするなど、活動できる場所を増やしていくことが求められています。

第3章 文化芸術振興の理念と目標

第1節 基本理念

本市は、お城とさくらに代表される数々の恵まれた文化財と自然環境を土台に、文化都市として発展し、現在に至るまで、先人が築き育んできた伝統文化を受け継いできました。

文化芸術は、人々の心の豊かさ、活力、創造力の源泉となるものです。

また、市民一人ひとりが、郷土に愛着と誇りを持ち、故郷に住み続けたいという思いを醸成することにつながります。

そして、豊かな人間性を育み、多様性を受け入れ、誰に対しても開かれた「地域共生社会」の形成を可能にするものでもあります。

さらに、文化芸術の持つ多様性は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野と有機的に結びつけることで、まちの個性や魅力をさらに引き出し、高い付加価値を創出することにもつながるという側面を持ち合わせます。

こうした文化芸術の意義を踏まえると、人口減少・少子高齢化や個人のライフスタイルの多様化など、目まぐるしく変化しつづける社会環境の中で、持続可能なまちづくりを推進するためには、文化芸術のもつ力を、すべての市民と共有するとともに、市の独自性や強みに目を向けて、改めて「文化都市弘前」を標榜して取り組んでいくことが重要であると考えられます。

よって、今後、文化芸術施策を展開するにあたっては、市民、文化芸術団体、文化施設、教育機関、企業等の民間事業者、行政などがともに連携・協働し、藩政時代より脈々と続く文化の薫り高い「文化都市弘前」を、次の世代にしっかりとつなぎ、本市の文化芸術を育んでいけるよう、「基本理念」を基本理念とし、各施策を展開していくこととします。

基本理念

第2節 基本目標

本市の文化芸術の現状と課題のほか、策定にあたり考慮すべき社会環境の変化及び基本理念を踏まえ、本計画では5つの基本目標を設定します。

【基本目標1】多彩な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実（触れる・親しむ）

本市には、弘前市民会館、弘前文化センター（文化会館/中央公民館）、弘前市民文化交流館をはじめとした文化施設のほか、藩政時代から続く歴史・文化に触れることができる高岡の森弘前藩歴史館や、国内外の先進的なアートに触れることができる弘前れんが倉庫美術館が整備されており、文化資源が充実しています。

こうした豊富な文化資源を活用し、より身近な場所で優れた文化芸術に触れることができるよう、質の高い公演や展覧会等を開催するほか、すべての市民に文化芸術に関する情報が行き届くよう、情報バリアフリー化を推進するなど、情報発信の強化に向けて取り組みます。

【基本目標2】文化芸術活動の活性化（広げる・高める）

文化芸術活動が活発であれば、まちに活力があふれ、まちの魅力が高まります。本市が将来にわたって文化の薫り高く魅力的なまちであり続けるためにも、年齢、性別や職業の違い、障がいの有無などに関わらず、すべての市民が自ら文化芸術活動を行うことができるよう、発表の場、活動の場を提供するとともに、各種補助事業を実施するなど、文化芸術活動の活性化を図ります。

【基本目標3】次代の文化芸術を担う人材の育成（育てる・支える）

子どもや若者※をはじめ、すべての市民に、豊かな感性・人間性と多様な個性が育まれるよう、文化芸術の鑑賞・体験機会の提供や文化芸術を活用した教育活動に取り組みます。

また、文化芸術をとおした人材育成は、本市の文化芸術を次の世代に引き継ぎ、さらに発展させるという好循環を生み出すためにも、極めて重要な取り組みになります。

※子どもや若者

本計画において「子ども」とは、おおむね18歳までの者、「若者」とは、青年期（おおむね18歳から30歳未満まで）の者とします。

【基本目標4】市民が誇れる文化財の継承（守り・つなぐ / 深め・ひろげる）

本市には、史跡津軽氏城跡（堀越城跡・弘前城跡）をはじめとする弘前藩に
関係する文化遺産などが数多く存在するほか、津軽塗・津軽こぎん刺し・あけ
び蔓細工などの伝統工芸、獅子踊・神楽等の民俗芸能、さらにはねぷたまつり・
お山参詣等の民俗行事が絶えることなく受け継がれ、地域固有の伝統文化とし
て根付いており、その貴重な文化財や伝統文化を守り、深め、将来に向け発展
させていくため、文化財の保存・活用に取り組みます。

【基本目標5】文化芸術を活かしたまちづくり（活かす・創り出す）

文化芸術の持つ多様性は、観光、産業等の関連分野と有機的に結びつけるこ
とで、まちの個性や魅力をさらに引き出し、高い付加価値を創出することにも
つながることから、文化芸術を活かした観光振興・産業振興などの視点を踏ま
えながら、活力のあるまちづくりを推進します。

第3節 計画の体系

【基本理念】

～基本理念～

【基本目標1】多彩な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実（触れる・親しむ）

- 1) 優れた文化芸術の鑑賞・参加機会の提供
- 2) 気軽に文化芸術に親しむことができる機会の提供
- 3) 文化芸術イベントに関する情報発信
- 4) 文化施設等の利便性や機能の向上

【基本目標2】文化芸術活動の活性化（広げる・高める）

- 1) 市民の主体的な文化芸術活動に対する支援
- 2) 文化芸術活動の場の提供
- 3) 文化芸術団体の活動等に関する情報発信の支援
- 4) 障がい者等の文化芸術活動の促進

【基本目標3】次代の文化芸術を担う人材の育成（育てる・支える）

- 1) 子どもや若者に対する文化芸術を体験する機会の充実
- 2) 文化芸術に資する人材育成の推進

【基本目標4】市民が誇れる文化財の継承（守り・つなぐ / 深め・ひろげる）

- 1) 文化財の公開・活用と後継者育成
- 2) 文化財の整備・保存と地域に根差した文化遺産の伝承

【基本目標5】文化芸術を活かしたまちづくり（活かす・創り出す）

- 1) 文化芸術による新たな価値の創造と観光・産業分野等との連携
- 2) さまざまな主体と連携した文化芸術によるまちづくりの推進

第4章 文化芸術振興の具体的な取り組み

第1節 基本目標1

《触れる・親しむ》 多彩な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実

1) 優れた文化芸術の鑑賞・参加機会の提供

身近な環境で優れた文化芸術に触れ親しむことができるよう、文化施設等における一流の文化芸術イベントの開催と歴史的資料、芸術作品等の公開・展示など、鑑賞・参加機会の充実を図ります。

主な取り組み	内 容
優れた文化芸術の鑑賞機会の充実	○弘前市民会館及び弘前文化センターなどの文化施設におけるプロの演者による質の高い公演等、一流の文化芸術に触れる機会の提供 ○民間の文化財団または企業等と連携した文化芸術公演の実施 ○文化芸術団体が実施する質の高い公演等に対する支援 ○文化芸術公演等における子どもや若者に対する料金等の優遇措置の推進
郷土の歴史、美術工芸、民俗資料、美術作品等の収集及び展示機会の充実	○市が所蔵する津軽の歴史・美術工芸資料、考古資料、民俗資料及び本市の成り立ちに大きく関わる弘前藩主津軽家や藩士たちの旧蔵資料の公開・展示 ○ 郷土出身やゆかりのある作家並びに国内外の優れた作家 に関する資料の公開・展示 ○弘前れんが倉庫美術館における国内外の先進的なアート作品等の公開・展示

2) 気軽に文化芸術に親しむことができる機会の提供

市内の文化施設のみならず、各地域の公民館等で行われる文化芸術イベントや、他分野のイベントと連携した文化芸術イベントの実施など、気軽に文化芸術に親しむことができる機会の充実を図ります。

主な取り組み	内 容
文化芸術に気軽に触れることができる機会の充実	○市民や地域主体の文化芸術イベントの実施・支援 ・ 市民文化祭、岩木文化祭、相馬地区文化祭 ・ 文化センターフェスティバル ・ 子どもの祭典 ・ 公民館まつり など ○集客が見込まれる 4 大まつりなど、地域のイベント等と連携した文化芸術事業の展開

3) 文化芸術イベントに関する情報発信

市主催の文化芸術イベントのみならず、市民主体の多様な文化芸術イベントに関する情報を幅広く収集するとともに、若者をより意識しながら、世代や市民のニーズに合った情報発信を行い、文化芸術の鑑賞・参加のきっかけづくりに取り組みます。

主な取り組み	内 容
文化芸術イベントに関する情報の収集と効果的な情報発信	○文化芸術イベントに関する情報の収集 ○効果的な情報発信 ・ 市の広報紙や各種の地域情報誌など紙媒体での効果的な情報発信 ・ Facebook、twitter 等の SNS を活用した情報発信 ・ <u>障がいの有無や程度に関わらず、すべての市民に情報が行き届くよう、アクセシビリティ※の拡大への配慮</u>

※アクセシビリティ

高齢者・障がい者を含む、誰もがさまざまな建物、製品、サービスなどを支障なく利用できるか、あるいはその度合いを示す言葉。

4) 文化施設の利便性や機能の向上

優れた文化芸術の鑑賞・体験機会の提供や、多様な市民の文化芸術活動の場を支えるため、時代に合わせた文化施設の利便性や機能の向上に努めます。

また、文化施設が、市民にとってより身近な公共施設となるよう、施設の改修時には、だれもが利用しやすい施設とすることを目指して、ユニバーサルデザイン※の視点をもって取り組んでいきます。

具体的には、弘前市文化施設個別施設計画に基づいた計画的かつ効率的な施設の維持管理を行います。

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍などに関わらず、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする、という考え方。

第2節 基本目標2

《広げる・高める》 文化芸術活動の活性化

1) 市民の主体的な文化芸術活動に対する支援

文化芸術団体の主体的かつ創造的な活動に対して支援するとともに、その成果を発表する機会の充実を図ります。また、高齢化や会員の減少が進む文化芸術団体の活動を支え、各団体間の連携を促進するための仕組みづくりについて検討を進めます。

主な取り組み	内 容
市民文化祭の充実	○市民文化祭に対する支援と市民参加の促進
補助金や後援などによる活動支援	<u>○文化芸術団体の活動支援（補助金や後援による支援など）の継続</u> <u>○市民主体の文化芸術活動に対する新たな支援の枠組みの検討</u>
国等の補助事業の紹介・活用による支援	○文化芸術の鑑賞機会の提供や活動支援を目的とした国の補助制度などの積極的活用
活動支援体制の構築	○多様な文化芸術団体の情報を集約し、活動の支援・連携をコーディネートする事業や <u>中間支援</u> などの検討

2) 文化芸術活動の場の提供

文化芸術活動の場・発表の場として、文化施設のみならず、さまざまな公共施設を利用できるよう努めます。また、より利用しやすい施設となるよう、利用者ニーズの把握と改善に努めます。

主な取り組み	内 容
公共施設の利用促進	○文化施設のみならず、小・中学校等の教育関連施設、公民館等の社会教育施設、 <u>市所有の文化財建造物・庭園などの文化財施設の利用</u> ○利用しやすい使用料・利用料の検討
利用者満足度の向上	○利用者アンケート等によるニーズの継続的な把握と改善

3) 文化芸術団体の活動等に関する情報発信の支援

文化芸術団体のイベント情報のみならず、各団体の活動内容に関する情報発信を支援し、各団体の認知度向上や活動の活性化につなげます。

主な取り組み	内 容
文化芸術団体に関する情報の収集と効果的な情報発信	○文化芸術団体の情報の収集 ・文化芸術団体の情報を集約・登録し活用できる仕組みづくりの検討 ○効果的な情報発信 ・市の広報紙や各種の地域情報誌など紙媒体での効果的な情報発信 ・Facebook、twitter 等の SNS を活用した情報発信 ・障がいの有無や程度に関わらず、すべての市民に情報が行き届くよう、アクセシビリティの拡大への配慮

4) 障がい者等の文化芸術活動の促進

障がい者や高齢者、子育て中の保護者など配慮が必要な市民が、活発に文化芸術活動ができ、また、その活動を通じて交流を行うことができるような環境づくりを推進します。

主な取り組み	内 容
誰もが活発に活動・参加できる環境づくり	○文化施設の機能向上 ・文化施設等のバリアフリー化の推進 ・授乳室の設置 ・託児サービスの提供
誰もが活発に活動・参加できる環境づくり	○交流を促進する取り組みの推進 ・保育施設、障がい者施設、高齢者施設等へのアウトリーチ※事業の推進 ○障がい者絵画展、総合福祉作品展の実施 ○高齢者、障がい者、子育て中の保護者等の文化芸術活動を推進する団体等の取り組みの支援

※アウトリーチ

「手を伸ばすこと」という意味。公的機関、公共的文化施設などが行う、地域へ出張サービス。福祉施設等でミニコンサートや体験・参加型事業などを行う活動。

第3節 基本目標3

《育てる・支える》 次代の文化芸術を担う人材の育成

1) 子どもや若者に対する文化芸術を体験する機会の充実

子どもや若者が、実際に文化芸術を体験することは、豊かな心を育むことにつながるるとともに、興味や関心を持つきっかけとなり、文化芸術の裾野の拡大や、将来的に文化芸術を支える人材を育成することにつながります。

また、津軽塗や津軽こぎん刺しなどの優れた伝統工芸、四季を活かしたまつり、伝統行事、郷土芸能、季節感あふれる郷土料理、情緒豊かな津軽弁、本市の基幹産業である「りんご」に関係した農具・民具・栽培技術など、先人から受け継がれてきた特色ある伝統を、次の世代に引き継ぐことは極めて重要であることから、文化芸術の体験機会の充実を図り、人材育成を推進します。

主な取り組み	内 容
文化芸術の鑑賞・体験機会の提供と支援	○優れた舞台芸術の鑑賞や、多様な芸術文化をワークショップ形式で体験できる機会の提供 ・児童劇観劇教室の実施 ・演劇ワークショップの実施 ・アーティスト体験ワークショップの実施 ○文化芸術団体及び企業等と連携して実施する子どもや若者を対象とした体験活動や後継者育成に係る取り組みに対する支援
特色のある伝統文化に触れる機会の充実	○各小・中学校や公民館が主体となり総合的な学習の時間等で実施する伝統文化に関する教育・体験活動の実施 ・ひろさき卍学の実施 ・伝統文化学習講座の実施 ・郷土料理や年中行事の伝統が受け継がれるよう、地域資源を活かした食育事業の実施 ・地元生産品に触れて知るプロジェクトの実施

主な取り組み	内 容
特色のある伝統文化に触れる機会の充実	<u>○りんごに関する学習の場を提供</u> <u>・農家住宅の紹介</u> <u>・農具、民具の展示</u> <u>・りんごの品種模型の展示</u> <u>・りんご栽培、歴史の映像紹介</u> <u>・季節ごとの農業体験（花摘み、実すぐり）の実施</u> <u>・りんご収穫体験の実施</u>

2) 文化芸術に資する人材育成の推進

文化芸術活動に取り組む子ども・若者や、その指導者の育成を図るとともに、顕著な成果を収め、あるいは文化芸術の振興に寄与した市民を顕彰します。

また、文化芸術を支え発展させていくためには、文化施設の環境整備とともに、文化芸術の作り手と受け手をつなぎ有効に機能させる仕組みも必要と考えられることから、本市の文化芸術活動を支援する人材や団体、事業を支えるボランティア等の育成に取り組みます。

主な取り組み	内 容
後継者育成 <u>と新しい文化創造への支援</u>	○子どもや若者を対象とした体験活動、後継者育成 <u>及び新しい文化創造に対する支援</u>
顕彰制度の充実	○顕彰の実施 ・市内に所在する小・中学校、高校及び特別支援学校等に在学する児童・生徒及び文化部を対象とした文化奨励賞の実施 ・文化奨励賞の対象拡大について検討 ○文化団体が実施する顕彰事業に対する支援
文化施設等の専門的人材の配置・育成	○文化施設や文化芸術団体の経営者、企画・広報やマーケティング等に従事する人材、舞台技術者・技能者、学芸員、文化芸術に関するボランティアなど、文化芸術に資する人材の育成
活動支援体制の構築（再掲）	○多様な文化芸術団体の情報を集約し、活動の支援・連携をコーディネートする事業や <u>中間支援</u> などの検討（再掲）

第4節 基本目標4

《守り・つなぐ / 深め・ひろげる》 市民が誇れる文化財の継承

1) 文化財の公開・活用と後継者育成

市民の郷土への誇りと愛着を喚起し、文化財への理解を深めるとともに、観光振興等を伴う地域活性化につなげるため、国内外に対して本市の魅力を幅広く周知しながら、文化財を積極的に公開・活用します。

また、文化財を活用した学習機会の提供等を行い後継者育成に取り組みます。

主な取り組み	内 容
文化財の公開・活用	○弘前城本丸石垣修理の公開・活用 ○文化財施設の公開・活用 ・公開武家住宅、瑞楽園及び旧藤田家住宅・<u>旧第五十九銀行本店本館</u>等の文化財施設の公開 ○史跡等の公開・活用 ・大森勝山遺跡や堀越城跡の遺跡見学会 ・歴史を探究するシンポジウムの開催 ・出前授業 ・<u>小学生を対象とした</u>文化財探訪・紹介マップの作成 ○北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録の推進 ○古文書・古典籍の保存公開 ・デジタル化による保存・活用の推進 ・古文書読み方講座の開催

2) 文化財の整備・保存と地域に根差した文化遺産の伝承

文化財を活用した様々な地域活性化の取り組みが図られるよう、文化財の価値を顕在化する整備を進めるとともに、整備に当たっては、民間団体と行政の連携、担い手の育成及び広域連携による保全も検討しながら、持続可能な文化財の保存・管理と活用を図ります。

主な取り組み	内 容
文化財の整備・保存	○歴史的建築物等の整備・保存 ・弘前城天守をはじめとする城郭<u>建築</u>、寺社<u>建築</u>、明治の洋風建築などの文化財の保存・修理及び防災設備の設置 ・仲町伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物の<u>保存</u>修理等に対する支援 ○無形文化財、民俗文化財等の保存 ・津軽塗の技術保存と後継者育成に対する支援 ・文化財<u>建造物</u>の修理や、伝統的な漆工芸品の制作技術の伝承を目的とした地場での漆供給体制の整備 ・獅子踊などの無形民俗文化財を後世に伝承するために必要な用具の修理等に対する支援 ○世界遺産登録を目指す大森勝山遺跡<u>周辺</u>の<u>環境整備</u>

第5節 基本目標5

《活かす・創り出す》 文化芸術を活かしたまちづくり

1) 文化芸術による新たな価値の創造と観光・産業分野等との連携

本市は、数多くの歴史的建造物、津軽塗や津軽こぎん刺しなどの優れた伝統工芸、四季を活かしたまつりなどの伝統行事、郷土芸能、多様な文化芸術活動のほか、弘前大学をはじめとする高等教育機関が数多く集積する「学都」としての性格を有し、これらが本市の文化的特徴を形成しています。

こうした特色のある文化芸術を、観光や産業分野などの関連分野と連携し活用することで、本市ならではの魅力や新たな価値の創出につなげ、市内外に効果的に発信し、文化都市としてのさらなる発展を目指して取り組みます。

主な取り組み	内 容
文化資源を活用した観光振興	○数多くの歴史的建造物、著名な建築家による近代建築、先人から受け継がれる伝統文化など、さまざまな文化資源を活用した観光コンテンツの開発と誘客促進による観光振興
文化芸術を通じた産業振興	○ <u>伝統工芸をはじめとする地元生産品の宣伝紹介及び販路拡大の促進や多様な企業と交流、連携することによる文化芸術を通じた産業振興</u>

2) さまざまな主体と連携した文化芸術によるまちづくりの推進

文化芸術を活用し、さまざまな主体との連携による地域の活性化に取り組みます。また、集客が見込まれるイベント等と連携して文化芸術事業を展開します。

主な取り組み	内 容
さまざまな主体や事業との連携・協働	○文化芸術団体、大学、企業等と連携・協働し、文化芸術にかかるワークショップやイベント等の実施 ○多様な文化芸術団体の情報を集約し、活動の支援・連携をコーディネートする事業や <u>中間支援</u> などの検討（再掲）
地域のイベントとの連携（来場者数の増加と発信力の強化）	○集客が見込まれる4大まつりなど、地域のイベント等と連携した文化芸術事業の展開

第5章 計画の推進体制

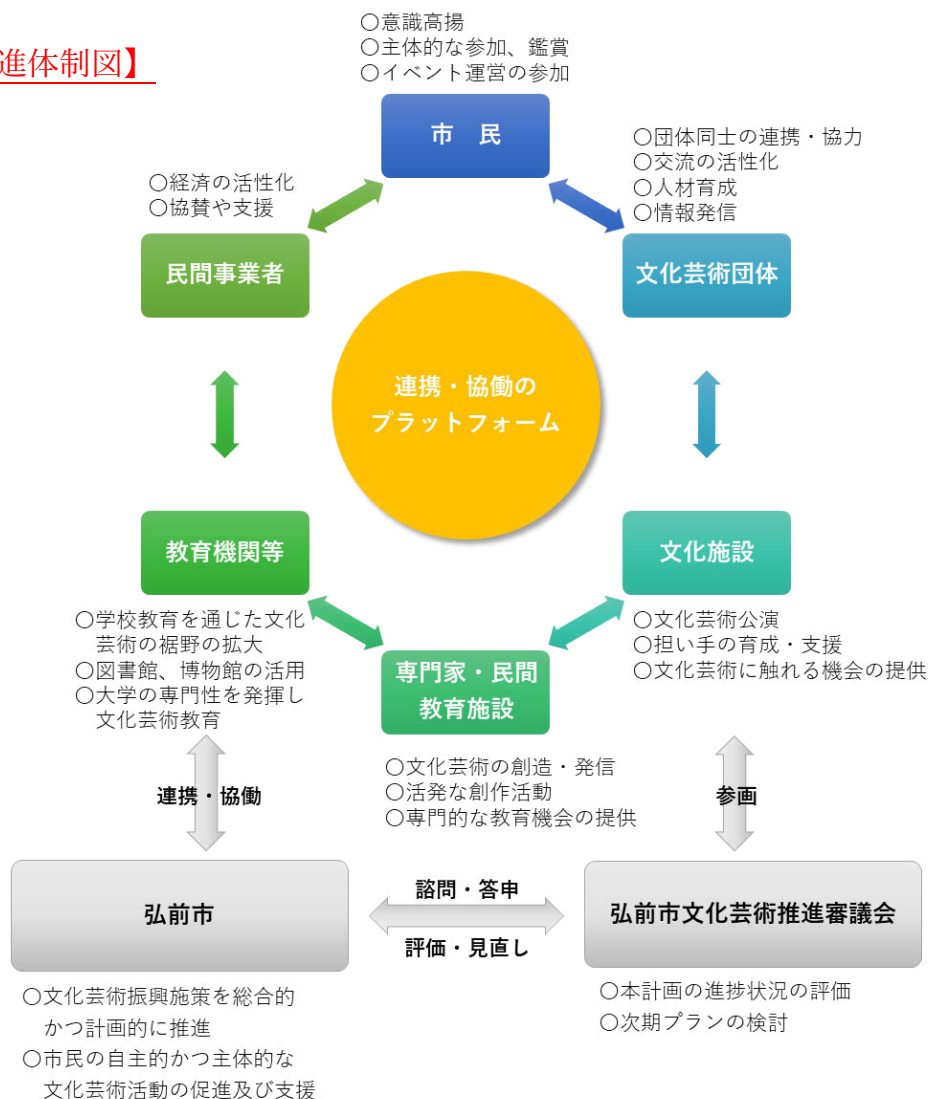
第1節 計画の推進体制

本市の文化芸術の振興を図るためには、市民、文化芸術団体、教育機関、文化施設、民間事業者などと行政が連携・協働しながら、本計画を推進していくことが重要です。また、本計画で体系化された施策が効果的に実施され、それが基本目標の実現に向かっているかを検証するため、進捗管理を行う必要があります。

そのため、弘前市文化芸術推進審議会に本計画の進捗状況を報告し評価を行い、その結果を踏まえて、施策の見直し・改善を図ります。

さらに、計画期間の中間年には、アンケート調査等を実施し、施策の効果を総合的に検証したうえで、後期計画の策定を行います。

【推進体制図】



第2節 文化芸術施策に関わる各主体の役割

第1項 弘前市の役割

市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、施策の実施に当たり、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野の施策との連携を図るとともに、必要な財政上の措置を行うよう努めます。また、施策の展開や他の主体との連携・協働を通して、文化芸術の機会の創出や活動の場の提供等の支援に取り組むとともに、文化芸術環境の整備（情報発信を含む）を推進します。

第2項 多様な主体との連携・協働の推進（主体別に期待される役割）

文化芸術の振興は行政のみでは推進することができず、さまざまな主体との連携が不可欠です。そのため、さらなる文化芸術の推進に向け各主体の役割を明確にし、相互に連携・協働を図ることで本計画を推進します。

《市民に期待される役割》

市民には、文化芸術の担い手として活力や創意を生かしつつ、文化芸術に関する意識の高揚を図り、自主的かつ主体的に活動や鑑賞を積極的に行うことが期待されます。また、文化芸術イベントの運営等への参画により、感性や創意工夫を生かした文化芸術の活性化が期待されます。

《文化芸術団体に期待される役割》

文化芸術団体には、文化芸術を普及するため、団体同士の連携や協力を行い、交流を図ることが期待されます。

また、活動の継続・発展のため、次代の担い手となる人材の育成や情報発信を積極的に行い、文化芸術を親しむための受け皿として活動を推進するとともに、市民文化の発展に寄与する主体となり、知識や見識を広め、自己研鑽を深めることが期待されます。

《文化施設の役割》

市民のニーズに合った質の高い文化芸術公演等を実施するとともに、担い手の育成や支援を行い、市民が文化芸術に触れる機会を積極的に後

押しすることが期待されます。

《文化芸術分野における専門家及び民間教育施設に期待する役割》

文化芸術分野における専門家には、文化芸術を主体的に創造・発信することにより、本市の文化芸術の振興に寄与することが期待されます。

また、地域と連携した活動等により、教育やまちづくり等にアイデアや活力をもたらすとともに、活発な創作活動や多彩な才能の交流によって、本市の文化芸術振興の活性化に寄与することが期待されます。

文化芸術分野の専門家やカルチャーセンター等の民間教育施設には、より専門的な教育機会の提供による文化芸術の伝承が期待されます。

《教育機関等に期待される役割》

小中学校等には、教育を通して、子どもたちの豊かな感性や人間性を
はぐくむとともに、子どもたちに文化芸術の楽しさや素晴らしさを伝え、文化芸術の裾野の拡大に努めることが期待されます。

また、上記の専門的な教育につなげる基礎的な教育やきっかけづくりを推進することが期待されます。図書館や博物館等には、専門知識等を活用して市民の文化芸術活動を支援するとともに、施設間の連携により文化芸術活動に参加できる環境の充実を図ることが期待されます。大学には、教育・研究の専門性を生かした高等教育機関として市民への文化芸術教育における貢献が期待されます。

《民間事業者等に期待される役割》

民間事業者等には、文化芸術振興により地域経済を活性化させるため、文化芸術事業への協賛・支援を行い、市民との協働・連携により文化芸術活動の活性化に寄与することが期待されます。

また、事業所で働く人が余暇等を活用して文化芸術活動を行えるよう、活動を支援する環境整備が望まれます。併せて、地域の文化人等を積極的に活用した事業展開等が期待されます。

第3節 計画の指標

本市が目指す「 ～ 基本理念 ～ 」に向け、次に掲げる指標を本計画の成果指標として設定し、数値目標を定めます。

区 分	内 容	基準値 (2020 年度)	前期目標値 (2026 年度)
基本目標 1	多彩な文化芸術の鑑賞・参加機会の充実（触れる・親しむ）		
指標	文化芸術公演等の鑑賞や文化芸術活動への参加をしている市民の割合	24.4%	調整中
指標	文化施設利用者数	487,530 人	調整中
基本目標 2	文化芸術活動の活性化（広げる・高める）		
指標	市民文化祭や一流芸術文化イベント等の参加者数及び鑑賞者数	19,434 人	調整中
基本目標 3	次代の文化芸術を担う人材の育成（育てる・支える）		
指標	後継者育成のための講習会等への参加者数	790 人	調整中
基本目標 4	市民が誇れる文化財の継承（守り・つなぐ/深め・ひろげる）		
指標	郷土ひろさきの歴史と文化遺産に親しみを感じている市民の割合	69.5%	調整中
指標	文化財の公開・活用イベント等に参加したことのある市民の割合	24.6%	調整中
基本目標 5	文化芸術を活かしたまちづくり（活かす・創り出す）		
指標	文化芸術が市の観光振興や産業振興などまちづくりに活用されていると感じる市民の割合	2022 年度 取得	基準値を 取得後に 設定

資料編

資料1 弘前市文化芸術推進審議会運営規則（弘前市規則第43号）

（趣旨）

第1条 この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号）第5条の規定に基づき、弘前市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第3条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第5条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、観光部文化振興課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（最初の会議の招集）

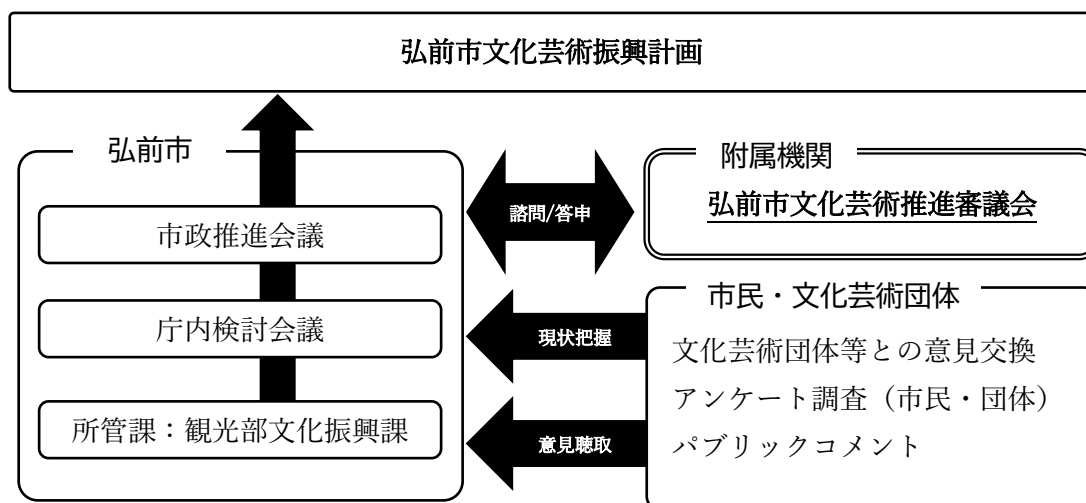
2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

資料2 弘前市文化芸術推進審議会委員名簿

役職	氏名	所属
会長	おがわ ゆきひろ 小川 幸裕	弘前学院大学 社会福祉学部 教授
会長職務代理者	すぎやま ゆうこ 杉山 祐子	弘前大学 人文社会科学部 教授
委員	とうかい たかなお 東海 孝尙	弘前市中学校長会
委員	すずき まさひろ 鈴木 雅博 (～令和3年3月31日)	青森県高等学校長協会
	こがわ ひろき 古川 浩樹 (令和3年4月30日～)	
委員	こうの たかのり 鴻野 孝典	弘前市民文化祭実行委員会
委員	さとう としこ 佐藤 寿子	弘前市文化団体協議会
委員	おおかわ まこと 大川 誠	弘前観光コンベンション協会
委員	たけだ こうぞう 武田 孝三	弘前工芸協会
委員	しまだ ゆきえ 島田 之恵	市民公募委員

(令和3年4月30日現在)

資料3 弘前市文化芸術振興計画策定体制



資料4 弘前市文化芸術振興計画策定経過

年度	日程	内 容
令和2年度	8月27日	■文化芸術振興計画策定庁内検討会議 ・計画策定とアンケート調査の方向性検討及び意見聴取 【関係課】 市民協働課、障がい福祉課、観光課、産業育成課、都市計画課、りんご課、学校指導課、生涯学習課、文化財課、博物館、高岡の森弘前藩歴史館
	10月7日	■文化芸術団体等との意見交換（3回：合計27団体）
	10月12日	
	10月13日	
	12月23日	■令和2年度第1回文化芸術推進審議会 ・文化芸術振興計画の策定について ・市民向け、団体向けアンケートの実施について
	1月8日 ～1月22日	■市民向け、団体向けアンケート調査
	3月3日 ～3月18日	■文化芸術振興計画素案関係課意見照会
	3月24日	■令和2年度第2回文化芸術推進審議会 ・諮問 ・文化芸術振興計画（素案）について
令和3年度	4月30日	■令和3年度第1回文化芸術推進審議会 ・文化芸術振興計画（素案）について
	5月17日 ～6月18日	■計画案に対するパブリックコメントの実施
	6月	■文化芸術振興計画策定庁内検討会議
	7月	■令和3年度第2回文化芸術推進審議会 ・文化芸術振興計画（素案）について
	9月	■文化芸術振興計画 策定・公表

資料5 市民・文化芸術団体アンケート査結果

～整理中～

資料6 文化芸術基本法（抜粋）

文化芸術基本法（抜粋）

（平成13年12月7日号外法律第148号）

（改正 平成29年6月23日法律第73号）

（一部改正 平成30年6月13日法律第47号）

（目的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(文化芸術推進基本計画)

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術

術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第 10 条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第 11 条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第 12 条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第 13 条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第 14 条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第 37 条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

弘前市文化芸術振興計画
2021（令和 3）年〇月作成
発行：弘前市 観光部 文化振興課

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1

T E L : 0172-40-7015

F A X : 0172-35-3884

Email : bunkashinkou@city.hirosaki.lg.jp

U R L : <http://www.city.hirosaki.aomori.jp>